

平成28年 第9回教育委員会 会議録

日 時	平成28年9月27日（火） 午後2時～3時13分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事務局	教育部長、副部長兼文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、教育総務課長、生涯学習課長、中央公民館長、図書館長、学校教育課長、教育総務課担当課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹3名、教育総務課係長、教育総務課主査
議 題	議案第10号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」 委員会諸報告
傍 聴 者	1人
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第8回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 議案第10号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を上程する。
事務局	<p>— 議案第10号提案説明 —</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出することとされている。また、報告書の作成については、同条第2項の規定により、学識経験者の知見の活用を図るものとされていることから、学識経験者である外部評価委員に成果・課題・今後の方向性について、検証、意見、助言等をいただいた。本案は、この報告書を議会に提出するに当たり、教育長に対する事務委任規則第2条第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>報告書に記載する教育委員会の権限に属する事務としては、平成27年度向日市事務報告書を踏まえ、資料記載の主要17事業である。外部評価委員の意見等については、多くの事務事業において、評価をいただいている一方で、さらによいものをつくるための御意見や御要望等をいただいております。今後はこれらの御意見等をもとに事務事業に取り組みたいと考えている。</p>

	<p>【質疑等】</p>
委員	<p>「学校給食運営事業」の外部評価委員意見等において、「食物アレルギーを有する児童への対応は評価できる。」と記載されているが、具体的に、どういった配慮がされているのか。</p>
事務局	<p>食物アレルギーに対しての対応は、基本的にアレルギーのある食物については、除去での対応としている。</p> <p>対応の方法は、保護者と学校に配属されている担当栄養士が面談を行い、除去する食材等についての聞き取りや、除去食の対応が不可能な場合は、家から食事を持参してきてもらうなど、個別に対応を行っている。また、対応に当たる職員の研修を行い徹底をはかっている。</p>
委員	<p>「学校給食運営事業」の目的の3行目と4行目の表記について、「ア」「イ」と表記されているが、他のシートとの整合性がとれていないのではないか。</p>
事務局	<p>次年度への課題としたい。</p>
委員	<p>「学力向上推進事業」の外部評価委員意見等において、「研究指定の結果、子どもたちがどう変わったのか、変容の推移を評価できるように努めてほしい。」ということだが、どのように評価されているのか。</p>
事務局	<p>研究指定の結果については、研究発表会や公開授業において発表しており、子どもたちの変容を見ていただいている。また研修会、学校だよりやホームページ等でも公表している。</p> <p>また、自校の研究に沿った児童アンケート等を取り、どのような変容が見られるのかを数値で確認をしている。</p>
委員	<p>「青少年健全育成事業」の外部評価委員意見等において、「学校支援地域本部事業を全学校で、実施できるよう努めてほしい。」ということだが、どのように進めるのか。</p>
事務局	<p>第6 向陽小学校については、平成28年度に事業を開始し、2学期以降に具体的な取り組みが行われる。</p> <p>残りの第4 向陽小学校、寺戸中学校の2校については、来年度以降、学校関係者の方と協議しながら進めてまいりたい。</p>
委員	<p>「学力向上推進事業」の現状における課題において、「増加する若手教員」とあるが、具体的な数はどうか。</p>

事務局	採用されて3年目までの教員は、小学校で16名、中学校で11名となっている。
教育長	議案第10号の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第10号は承認された。
教育長	次に、委員会諸報告について報告を願う。 「向日市議会平成28年第3回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会の質疑について」の報告を願う。
事務局	— 向日市議会平成28年第3回定例会一般質問答弁要旨及び 総務文教常任委員会の質疑について — (資料に沿って概要を説明) 【質疑等】
委員	学校の防犯カメラのモニターについて、設置場所は規定されているのか。
事務局	規定されていない。少なくとも2カ所設置しており、職員室には必ず設置されている。
委員	防犯カメラのモニターを専門に見る人はいるのか。
事務局	専門の担当者は定めておらず、職員の誰かが見ている録画ができるため、必要に応じて確認ができる。
委員	子どもたちが学校にいる間は、絶対に誰かが見ていなければ意味が無い。事故が起こってからでは遅い。
委員	防犯に関しては、学校の門の開閉管理も重要ではないか。
事務局	防犯カメラや門の開閉の他にも、校舎内での声掛けや、地域の方の見守り活動といった工夫をしている。
委員	防犯カメラが設置されていることを強調してはどうか。

事務局	市役所の庁舎では、安全カメラの設置の表示がされており、一定の抑止効果があると思う。
委員	不審者の侵入対策には十分努めてほしい。
委員	雷センサーは、独自で機械を設置するのか、気象庁の警報等を利用するのか。
事務局	箕面市では、電位差を測る機械を、独自に設置している。
事務局	箕面市が導入している雷センサーは、民間企業が開発したもので、試用も含めて少し低費用で導入されたものである。
委員	雷注意報をメールで配信することは可能か。
事務局	<p>市の防災安全課で「防災情報お知らせメール」という事業を既に実施しており、登録を行えば、気象庁において、雷注意報を含めた注意報等が発令された場合は受信することができる。</p> <p>雷の予測については、非常に難しいため、雷センサーについては、答弁に書かせていただいておりますとおり、引き続き調査、研究していくという状況である。</p>
委員	学校は暴風警報が発令されたら、休校や早退の対応を行っているが、例えば、登校後に暴風警報が発令された場合は、雨風が激しい場合でも、下校させるのか。
事務局	暴風警報が発令された時の状況によって、臨機応変に対応している。雨風が激しい場合は、下校を遅らせる等対応している。
委員	近年、雨による被害が増加している。大雨時の下校対応はどうしているのか。
事務局	通学路の状況を学校の職員が確認したり、教育委員会でもパトロールを行う等の対応を臨機応変に行っている。土砂災害地域に指定されている場所については、職員が児童と一緒に下校するといった対応を行っている。
委員	給食費無償化を実施している自治体はあるのか。

事務局	<p>保護者から徴収している給食費については、原材料費部分である。原材料費以外にかかる人件費、施設維持費用、調理費用等については、学校給食法により自治体が負担している。</p> <p>京都府下では、伊根町が人口減少対策で、この原材料費を無償化し、自治体が負担している状況である。</p>
委員	<p>食事が学校給食のみの状況にある児童の把握に努めてほしい。</p>
事務局	<p>学校において担任の先生が、朝の会等で朝食の喫食状況を確認する中で、把握している。</p> <p>学校を離れた状況を含め、全体的に網羅するとなると教育委員会だけでは難しいが、個別のケースについては市長部局と連携を密に行い、対応している状況である。</p>
委員	<p>天文館の閉館の意見はあるのか。</p>
事務局	<p>最近は聞いていない。</p>
教育長	<p>次に、「京都府いじめ調査（第1回）の結果について」の報告を願う。</p>
事務局	<p>— 京都府いじめ調査（第1回）の結果について —</p> <p>調査の目的は、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であると捉え、いじめの実態把握を行い、早期発見・早期対応につなげていくことである。</p> <p>調査対象は、府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒で、京都市立学校を除いて行っている。</p> <p>調査方法は、アンケートと個別の聞き取り調査であり、年2回実施している。</p> <p>本市については、1回目が7月末時点、2回目が12月末時点と設定している。</p> <p>本市のいじめの認知・解消件数について、小学校では認知770件、そのうち解消が757件、第2段階等といたしまして、認知が13件、解消0件でそのまま継続観察している。中学校では、認知72件、解消58件、第2段階としまして認知が14件、解消は0件で継続観察している。</p> <p>全ての事象において、一定の解消を見ているが、継続観察ということで第2段階の解消をゼロとして報告をしたところである。</p> <p>いじめの態様については、「①冷やかしかよからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」から「④ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする」までの項目で半分以上の数値を示している。</p>

	<p>未調査者の状況について、府内全域で小学校が205件、中学校が210件となっており、そのうち本市は、小中学校ともに8件ずつとなっている。内容としては、保護者とは接触したが不登校傾向の子、フリースクールに通っている等の理由から調査ができていない。</p>
委員	<p>調査方法について、アンケートと個別の聞き取り調査というのは、担任の先生が、児童生徒全員にしているのか。</p>
事務局	<p>小学1年生については、全員に聞き取り調査を実施しており、それ以上の学年については、アンケートと個別の聞き取り調査の両方を全員に実施している。</p>
委員	<p>アンケートは記名式か。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

平成28年第9回教育委員会

平成28年9月27日（火）

午後2時から

向日市役所 大会議室

1 開 会

- 2 議案第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

委員会諸報告 向日市議会平成28年第3回定例会一般質問答弁要旨及び
総務文教常任委員会質疑について

京都府いじめ調査（第1回）の結果について

3 閉 会

向日市教育委員会議案第10号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第12号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成28年9月27日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲 男

(案)

**平成28年度
教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価に関する報告書**

(平成27年度事業)

平成28年9月

向日市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	教育委員会の活動状況	2
III	事業評価シート（平成27年度事業）	6
	（事務事業番号）	
1	適応指導教室の設置・教育相談事業	7
2	幼稚園就園奨励事業	8
3	登下校時安全対策事業	9
4	学校給食運営事業	10
5	学力向上推進事業	11
6	学校施設整備事業	12
7	特別支援教育推進事業	13
8	特色ある学校づくり推進事業	14
9	社会教育活動事業	15
10	青少年健全育成事業	16
11	中央公民館生涯学習講座事業	17
12	文化財の保護及び活用事業	18
13	留守家庭児童会運営事業	19
14	図書館読書推進事業	20
15	歴史・文化資料の展示紹介、普及事業	21
16	天文館運営事業	22
17	スポーツ振興事業	23

I はじめに

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。

また、点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

このため、本市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民の皆様への説明責任を果たすため、事務事業の実施結果や成果を取りまとめ、それを踏まえ課題と今後の方向性について検証しました。

また、学識経験者である市教育委員会外部評価委員の方のご協力を得て、様々な意見・助言等をいただきましたので、その結果を報告します。

2 点検・評価の対象及び方法

「平成27年度向日市事務報告書」の主要な17事業を外部評価対象事業とし、委員の方から事業ごとに様々な意見・助言等をいただきました。

(1)点検・評価委員

氏名	役職等
福西 薫	京都教育大学客員教授
前坂 あや子	元高知県教育委員会事務局就職アドバイザー

(2)点検・評価会議開催状況

- ・第1回点検・評価会議（平成28年 7月20日開催）
- ・第2回点検・評価会議（平成28年 8月 4日開催）
- ・第3回点検・評価会議（平成28年 8月15日開催）

II 教育委員会の活動状況（平成27年度）

1 教育委員会構成員

役職	氏名	就任日	任期満了日
教育長	永野 憲男	平成27年7月1日	平成30年6月30日
教育長 職務代理者	前田 信行	平成14年10月1日	平成30年9月30日
委員	白幡 節子	平成17年12月10日	平成29年12月9日
委員	松本 克彦	平成20年10月1日	平成28年9月30日
委員	流石 智子	平成27年10月1日	平成31年9月30日

(1) 教育長の異動

奥野 委員（教育長）が平成27年6月30日で任期満了に伴い退任した。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長が1本化され、永野 教育長が就任した。また、前田委員が教育長職務代理者に指名された。

(2) 委員の異動

平成27年9月30日で雨宮委員が任期満了となり、10月1日付けで流石委員が就任された。

2 教育委員会の開催状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に規定する事務について、同法25条及び向日市教育委員会規則「教育長に対する事務委任規則」の規定に基づき、教育長に委任することができない事務について審議するため平成27年度は13回開催した。

回	月日	時間	付議案件等
平成27年 第5回	5月18日(月)	午後1時30分～ 3時	(議案第10号) 向日市議会平成27年第2回定例会の議決 を経るべき条例案に対する意見について (報告事項) ・向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の 一部改正について ・向日市教職員研修について ・向日市議会平成27年第2回定例会提出予 定議案について
第6回	6月17日(水)	午後3時～ 3時30分	(議案第11号) 人事案件について
第7回	6月23日(火)	午後1時30分～ 2時40分	(議案第12号) 人事案件について (報告事項) ・向日市議会平成27年第2回定例会一般質 問答弁要旨及び総務文教常任委員会答弁要 旨について

回	月日	時 間	付議案件等
第8回	7月1日(水)	午後5時～ 5時15分	・教育長職務代理者の指名について
第9回	8月20日(木)	午前10時～12時	(議案第13号) 平成28年度に使用する小中学校教科用図書の採択について (議案第14号) 平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について (議案第15号) 向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (報告事項) ・平成27年度いじめ調査の概要及び第1回向日市いじめ防止対策推進委員会について ・向日市中学校給食検討委員会設置要綱について ・向日神社境内社有形文化財の文化財登録原簿への登録について ・向日市議会平成27年第3回定例会提出予定議案について
第10回	9月30日(火)	午前10時～12時	(議案第16号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (報告事項) ・向日市議会平成27年第3回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑要旨について
第11回	11月16日(月)	午前10時～ 11時5分	(報告事項) ・向日市中央公民館への指定管理者制度の導入について ・向日市中学校給食検討委員会での審議状況について
第12回	11月20日(金)	午後3時30分～ 4時15分	(報告事項) ・向日市立図書館雑誌スポンサー制度について ・向日市ふるさと創生計画について ・第4回子ども読書本のしおりコンテスト入賞者について ・向日市議会平成27年第4回定例会提出予定議案
第13回	12月25日(金)	午前10時～ 11時45分	(報告事項) ・向日市議会平成27年第4回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑要旨について ・平成28年度通学区域弾力化制度実施結果について ・向日市ふるさと創生計画の策定について
平成28年 第1回	1月26日(火)	午前10時～ 10時30分	(報告事項) ・平成28年度向日市指導の重点の改訂方針について

回	月日	時 間	付議案件等
第2回	2月19日(金)	午後3時30分～ 5時40分	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度向日市指導の重点(案)の策定について インフルエンザによる学級閉鎖の状況について 向日市議会平成28年第1回定例会提出予定議案について
第3回	2月26日(金)	午後3時～5時	(議案第1号) 向日市就学指導委員会規則の一部改正について (議案第2号) 人事案件について (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度向日市指導の重点(案)の策定について 平成27年度いじめ調査の概要について
第4回	3月25日(金)	午前9時30分～ 11時30分	(議案第3号) 副部長及び副課長設置に伴う関係規則の整備に関する規則について (議案第4号) 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について (議案第5号) 向日市スポーツ推進委員の委嘱について (議案第6号) 人事案件について (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 向日市議会平成28年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会の質疑について 平成28年度向日市指導の重点について 乙訓古墳群の史跡指定について

3 教育委員会委員の主な活動（教育長のみが出席したものを除く）

（1）教育委員会関係行事への参加

- ・小中学校入学式・卒業式
- ・小中学校訪問
- ・小学校運動会、中学校体育大会
- ・小学校水泳記録会
- ・中学生弁論大会
- ・小学生夏休み作品展
- ・中学生美術展・書道展
- ・小学校陸上運動交歓記録会
- ・小中学校公開授業、研究発表会
- ・中学生英語スピーチ大会
- ・乙訓地方小学生駅伝大会
- ・成人式
- ・京都府立向陽高等学校入学式・卒業式
- ・京都西山高等学校入学式・卒業式
- ・京都府立向日が丘支援学校入学式・卒業式 ほか

（2）研修・協議会等

- ・乙訓教育委員会連合会教育委員研修会
- ・乙訓教育委員会連合会定期総会
- ・京都府市町村教育委員会連合会定期総会・研修会
- ・近畿市町村教育委員会研修大会

Ⅲ 事業評価シート（平成27年度事業）

事務事業番号		1		(平成27年度事業)						
事業名		適応指導教室の設置・教育相談事業								
担当部署		学校教育課								
法令・条例等の根拠・名称										
予算科目		会計	款	教育費	項	教育総務費	目	事務局費	事業名	事務局運営費
事業概要	目的	<p>①適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒を対象に教育相談に応じ、集団への適応力を培うための指導を行い、児童生徒の主体性、自発性を育成し、早期に学校へ復帰できるようにする。</p> <p>②小中学生や保護者等を対象に、来所や電話、学校への巡回、家庭訪問等による教育相談を実施し、不登校等の未然防止や早期解決を図る。</p>								
	事業内容	①適応指導教室（ひまわり広場）の設置 ②教育相談事業の実施								
事業の実施結果・成果	結果	<p>①適応指導教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員3人（京都大学院生2人、大阪大学院生1人） ・125日開設（水・木・金）・通室児童生徒8人（小学生4人、中学生4人） <p>②教育相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所教育相談件数（天文館、市役所等）（延べ261件） ・電話教育相談件数（延べ38件） ・学校への巡回教育相談件数（9校で42回、延べ179件） ・家庭訪問による教育相談件数（延べ61件） 								
	成果	<p>①適応指導教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に生活リズムを整え定期的に通室し指導員の支援を受けることにより、学校への登校日数の増加につながるなど不登校の状況が改善した。（小学生4人、中学生2人） ・学校と緊密な連携を行い、学校に登校（教室復帰）できた。（中学生1人） <p>②教育相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員、学校の教員等が連携し、個々の不登校の状況を踏まえた個別の指導目標を共有し、適切な支援を行うことができた。 ・関係機関との連携を図るコーディネートができた。 								
検	現状における課題	<p>①適応指導教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通室児童生徒の状況に応じた活動内容の充実に努める必要がある。 <p>②教育相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員と学校の教員等が一層連携を強化し継続的な支援を行うことにより、不登校の未然防止や早期解決に努める必要がある。 								
	今後の方向性	<p>①教育相談員と学校の教員、適応指導教室指導員が連携し活動内容の充実に努める。</p> <p>②不登校の未然防止や早期解決に向け、向日市教職員研修会等で個別のアセスメントシートを活用した多角的な支援の在り方について、教職員が学ぶ機会を設定する。</p> <p>③不登校の未然防止に向け、心の相談サポーターを学校に配置し、学校に登校できるが教室に入りにくい児童生徒を対象に別室で学習支援や相談活動を行う。</p>								
外部評価委員意見等		・相談体制は充実しているので、今後は、不登校の未然防止、早期解決にアセスメントシートを活用し、支援を継続してほしい。								

事務事業番号	2								
事務事業名	幼稚園就園奨励事業								
担当部署	教育総務課								
法令・条例等の根拠・名称	向日市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱、向日市私立幼稚園児教材費補助金交付要綱、向日市私立幼稚園設備費補助金交付要綱、乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金交付要綱、向日市私立幼稚園特別支援教育振興補助金交付要綱								
予算科目	会計	款	教育費	項	教育総務費	目	幼児教育振興費	事業名	幼稚園就園奨励費
事業概要	目的	<p>幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、幼児期に行われる教育は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、極めて重要である。よって、幼稚園への就園を奨励し、園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付する。</p> <p>また、私立幼稚園には、教育環境の整備に対する補助金を交付するとともに、乙訓私立幼稚園協会が行う職員研修や教育研究事業にも補助金を交付し、幼児教育の振興を図る。</p>							
	事業内容	<p>①向日市私立幼稚園就園奨励費補助金 保護者の市民税の所得割課税額に応じて補助金を交付</p> <p>②向日市私立幼稚園児教材費補助金 10月1日現在、私立幼稚園に在園している3歳以上の園児の保護者全員に交付</p> <p>③向日市私立幼稚園設備費補助金 市内私立幼稚園の設備、備品の購入に要する経費に対し補助金を交付</p> <p>④乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金 職員研修等に対する経費に対し補助金を交付</p> <p>⑤向日市私立幼稚園特別支援教育振興補助金 障がいのある幼児の教育に要する人件費に対し補助金を交付</p>							
事業の実施結果・成果	結果	<p>①向日市私立幼稚園就園奨励費補助金 保護者に補助金を交付した。(園児696人、総額95,200,800円)</p> <p>②向日市私立幼稚園児教材費補助金 保護者に園児1人当たり42,000円を交付した。(園児773人、総額32,466,000円)</p> <p>③向日市私立幼稚園設備費補助金 市内3私立幼稚園の設備、備品の購入に係る購入費用に対し1園当たり210,000円を交付した。</p> <p>④乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金 乙訓私立幼稚園協会が実施した職員研修等に対する補助金として、195,000円を交付した。</p> <p>⑤向日市私立幼稚園特別支援教育振興補助金 市内3私立幼稚園特別支援教育に係る人件費に対し、合計で1,568,000円を交付した。</p>							
	成果	<p>①私立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減することができた。</p> <p>②私立幼稚園の設備、備品の整備を促進するとともに教職員の研修会等を支援することにより、幼児教育の振興を図ることができた。</p> <p>③障がいのある幼児を受入れる私立幼稚園を支援することにより、障がいのある幼児の就園促進及び教育振興を図ることができた。</p>							
点検	現状における課題	<p>国が所要経費の一部を補助する私立幼稚園就園奨励費補助金については、これまでから、支給対象者の拡大や補助金額の増額が行われてきたところであるが、国の補助率がほぼ変わらないことから、市の負担額が増加している。</p>							
	今後の方向性	<p>今後も国の動向を踏まえながら、継続して園児の保護者や私立幼稚園に対し補助金の支給を行い、幼児教育の振興を図る。平成28年度私立幼稚園就園奨励費補助金については、低所得の多子世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保護者負担半額と第3子以降の保護者負担無償化の対象を拡大するとともに、低所得のひとり親世帯等についても補助金を増額し、一層の保護者負担軽減を図る。</p>							
外部評価委員意見等	<p>・幼児教育の無償化に向けた流れの中で、市の負担額が増加し、財政状況は厳しいが、引き続き園児の保護者負担軽減を図っていることは評価できる。今後も継続してほしい。</p>								

事務事業番号		3		(平成27年度事業)						
事業名		登下校時安全対策事業								
担当部署		学校教育課								
法令・条例等の根拠・名称										
予算科目		会計	款	教育費	項	小学校費 中学校費	目	学校管理費	事業名	学校管理運営費
事業概要	目的	①小学校児童の登下校時における通学路の交通安全確保を図る。 ②小・中学校の児童・生徒の登下校時における防犯・安全対策に努める。								
	事業内容	①小学校の通学路における交差点や踏切等の危険箇所交通指導員を配置。 交通安全啓発用反射電柱幕の設置。 ②防犯ブザーの配布。								
事業の実施結果・成果	結果	①交通指導員の配置 登校時25箇所、下校時12箇所に交通指導員を配置し、登下校時の児童に対して交通安全指導を行うとともに、通学路の交通安全を図ることができた。 交通安全啓発用反射電柱幕の設置 小学校に60枚、中学校に15枚を配布し、老朽化した電柱幕の交換や新たな設置を行った。 ②防犯ブザーの配布 小中学校の新1年生全員に防犯ブザーを配布した。(小学生506個、中学生535個)								
	成果	①交通指導員が交通安全指導を行うことにより、児童の交通安全に対する意識の涵養を図るとともに、通学路の安全を確保することができた。(登下校時:事故件数1件、対前年△2件) ②防犯ブザーを配布することにより、新1年生の防犯・安全意識の啓発を図ることができた。								
点検	現状における課題	①道路状況の変化等により通学路の危険箇所は常に変化するため、学校や地域、関係機関等と連携して、定期的に現状把握に努める仕組み作りが必要。 ②防犯ブザーの使用状況等を把握し、効果的に利活用されているかどうか確認が必要。								
	今後の方向性	①「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校や警察、乙訓土木事務所など関係機関等と協力して危険箇所の把握や調査・点検に努めるとともに、適宜、交通指導員の配置見直しを行う。 ②防犯ブザーを引き続き配布するとともに、学校を通じてブザーの使用状況を把握し、活用の徹底を図るなど、保護者及び児童生徒の防犯・安全意識の啓発に努める。								
外部評価委員意見等		・交通指導員の配置により、大きな事故が発生していないことは評価できる。引き続き、学校や警察等関係機関、地域ボランティアや保護者と連携しながら、登下校時のさらなる安全対策に努めてほしい。 ・防犯ブザーの使用法の指導を徹底し、不審者対策に努めてほしい。								

事務事業番号		4								
事務事業名		学校給食運営事業								
担当部署		学校教育課								
法令・条例等の根拠・名称		学校給食法								
予算科目		会計	款	教育費	項	小学校費	目	学校管理費	事業名	学校給食管理費
事業概要	目的	<p>学校給食は、児童の心身の健全な発達のため栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、「食」に関する指導の「生きた教材」として、</p> <p>ア、日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成・社交性協働精神の涵養</p> <p>イ、食を通じた生命自然を尊重する態度の涵養・食文化への理解、衛生管理に関する知識の習得</p> <p>など、学校における食育の中心となる重要な教育活動の一環として実施している。</p>								
	事業内容	<p>①安心・安全な給食を実施するための衛生管理及び食中毒防止対策</p> <p>②学校給食調理等業務委託実施</p> <p>③学校給食に地場産物の活用</p> <p>④食物アレルギーを有する児童への適切な対応の実施</p> <p>⑤栄養教諭・学校栄養士による食育指導の実施</p>								
事業の実施結果・成果	結果	<p>①学校給食実施</p> <p>実施児童数 3,095人(平成27年5月1日現在) 米飯給食 週4回実施</p> <p>スチームコンベクションオープン、食器消毒保管機、フードスライサー、二層シンク等給食備品の整備及び給食室害虫駆除・栄養教諭等保菌検査により、衛生管理の徹底を図るとともに、学校給食献立内容の充実を図った。</p> <p>②学校給食調理等業務委託実施(全小学校)</p> <p>③学校給食に地場産物を活用</p> <p>使用実績 向日市産野菜 13.8t(25.0%)</p> <p>向日市産米 20.4t(59.0%)</p> <p>④ランチルームの活用や給食だよりの発行等を通じて、食に関する指導の充実を図った。</p>								
	成果	<p>①学校給食備品や学校給食環境整備により、安心・安全な学校給食の充実・向上を図ることができた。</p> <p>②学校給食に地場産物(野菜・米)を活用することにより地産地消の推進を図ることができた。(新鮮・安心・安価な食材を学校給食に提供することができた。)</p> <p>③学校給食で生じる廃食用油・生ごみの再資源化を進めた。</p> <p>④食物アレルギーを有する児童に対して、医学的根拠に基づく適切な対応ができた。</p> <p>⑤発達段階に応じた食育指導を進めた。</p>								
点検	現状における課題	<p>①給食室の衛生管理をさらに徹底するためには、ドライシステムの導入、空調設備設置等の施設改修や給食備品の更新等に多額の経費が必要となる。</p> <p>②市内の地場産物の活用には、生産状況により限りがあるので、京都府内産も含めた活用が必要である。</p> <p>③多様な食物アレルギーに対応するための専門知識の習得、及び情報共有が必要である。</p>								
	今後の方向性	<p>①給食設備・備品の計画的な整備を実施する。</p> <p>②バイキングやセレクト給食など学校間で情報共有しながら多様な給食を実施する。</p> <p>③学校給食の効率的な運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託を継続する。</p> <p>④食物アレルギーに対する各学校の対応の標準化についての調整を継続する。</p> <p>⑤平成31年実施目途の中学校給食実現に向け、ハード・ソフト両面の調査を進める。</p>								
外部評価委員意見等		<ul style="list-style-type: none"> ・成長期にある中学生にとって、栄養バランスのとれた食事を摂取することや、食育を充実することが大切であり、食がおろそかにならないためにも、ぜひとも中学校給食を実施してほしい。 ・地場産物を積極的に活用していることや、食物アレルギーを有する児童への対応は評価できる。引き続き、取り組みを継続してほしい。 								

事務事業番号		5								
事務事業名		学力向上推進事業								
担当部署		学校教育課								
法令・条例等の根拠・名称										
予算科目		会計	款	教育費	項	小学校費 中学校費	目	学校管理費	事業名	教育研究費
事業概要	目的	学力の充実・向上のために各校の課題に基づく研究を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着をはじめとする質の高い学力の向上を図る。								
	事業内容	①研究指定校制度の実施 ②学力診断テストの実施								
事業の実施結果・成果	結果	<p>①研究指定校</p> <p>(国・市研究指定校)</p> <p>第2向陽小学校：「みんなで学び合い!!」～言葉と日常生活でつながる算数授業～</p> <p>勝山中学校：自己有用感を高め、よりよい生き方について、ともに考える道徳教育の推進～子ども・教師・学校・地域のつながりの中で～</p> <p>(府・市研究指定校)</p> <p>第3向陽小学校：自分の考えを表現できる子どもの育成 ～教科のねらいにつながる言語活動を通して～</p> <p>第6向陽小学校：夢に向かって自己を磨き、自ら学び続ける児童の育成 ～わかる授業・基礎・基本の定着・家庭との連携により、学ぶ意欲を高め、学力向上につなげる～</p> <p>(乙訓教育局・市研究指定校)</p> <p>向陽小学校：「伝え合う」「学び合う」「高め合う」～自分の言葉で表現する児童の育成～</p> <p>(京都府小学校教育研究会研究協力校・市研究指定校)</p> <p>第4向陽小学校：健康で安全に生き抜く力を持つ子どもの育成 自分の考えを持ち、自分の考えを表現できる児童の育成～言語活動の充実～</p> <p>(市研究指定校)</p> <p>第5向陽小学校：つながりを生み出す授業の創造 ～主体的に話し合い、聞き合い、高め合う児童の育成～</p> <p>西ノ岡中学校：言語活動を充実させた授業づくり～生徒が互いに学び合うための学級経営～</p> <p>寺戸中学校：自ら学ぶ意欲と自ら考える態度を育てる授業～授業改善と学習習慣の定着～</p> <p>②学力診断テストの実施</p> <p>(向日市) 標準化された学力診断テスト (CRT) 小学校4年生～6年生、中学校全学年</p> <p>(京都府) 学力診断テスト小学校4年生、中学校1年生、2年生</p> <p>(文科省) 全国学力・学習状況調査小学校6年生、中学校3年生 (悉皆)</p>								
	成果	<p>①研究指定校</p> <p>専門家の指導や小中の教員が一緒に行う授業研究などにより自校の研究を深め、公開授業をとって研究成果を普及するとともに、他校の実践を自校の研究推進に生かすことで、児童生徒の学力向上を図ることができた。</p> <p>②学力診断テスト</p> <p>自校及び小中連携による結果分析を行い、小中連携ブロックでの課題の共有と取組の連携を行うとともに、自校の学力向上プログラムを検証し、課題に基づく学力向上策を進めることにより、学力の向上を図ることができた。</p>								
点検	現状における課題	<p>①小小・小中連携による9年間の学習の系統を意識した学習指導の充実・改善が必要である。</p> <p>②増加する若手教員の指導力の向上に努める必要がある。</p> <p>③ICT機器を効果的に活用した授業実践の交流による指導力の向上に努める必要がある。</p>								
	今後の方向性	<p>①各校の課題に応じた研究を推進するとともに、小中連携を深め、小中9年間の学習の系統をより意識した教育内容、指導方法の向上に努める。</p> <p>②学力診断テスト等の結果分析を踏まえた学力向上策を保護者や地域に発信し、連携による取組を推進する。(学習習慣の確立など)</p> <p>③研修会や指導・支援の充実を図り、増加する若手教員の資質能力の向上に努める。</p> <p>④教科指導等においてICTの効果的な活用の研究に努め、学力向上を図る。</p>								
外部評価委員意見等		<p>・児童生徒の学力向上を図れたことは評価できる。研究指定の結果、子どもたちがどう変わったのか、変容の推移を評価できるように努めてほしい。</p> <p>・引き続き、若手教員の資質能力の向上に努める必要がある。</p>								

事務事業番号		6								
事務事業名		学校施設整備事業								
担当部署		教育総務課								
法令・条例等 根拠・名称		学校施設の非構造部材の耐震対策の推進について (平成24年4月26日通知24文科施第28号 文部科学省よりの通知)								
予算科目		会 計	款	教育費	項	小学校費 中学校費	目	学校管理費	事業名	学校施設管理費
事業概要	目的	学校の体育館は、子どもたちの活動の場であると共に、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから安全性の確保は極めて重要であり、照明設備などの落下防止対策を実施した。								
	事業内容	<p>体育館に設置している以下の機器等の落下防止対策や改修を実施した。</p> <p>実施学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向陽小学校、第6向陽小学校、勝山中学校、寺戸中学校 <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットゴール、スピーカー、校歌パネル、アリーナ照明の固定やワイヤー設置、ガラス交換、サッシ調整、内壁及び外壁剥離改修による落下防止対策、屋上防水改修、照明LED化、床塗替改修 								
事業の実施結果・成果	結果	<p>市立小中学校の体育館に設置された機器等の落下防止対策は、平成27年度末で9小中学校全校完了した。</p> <p>実施年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 西ノ岡中学校 ・平成26年度 第2向陽小学校・第3向陽小学校・第4向陽小学校・第5向陽小学校 ・平成27年度 向陽小学校・第6向陽小学校・勝山中学校・寺戸中学校 								
	成果	<p>児童、生徒や市民の方々、社会教育関係団体の活動場所である体育館の落下防止対策等を実施し、安全・安心に使用できる教育環境や活動場所の整備を行うことができた。</p> <p>また、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす体育館の安全確保も図ることができた。</p>								
点検	現状における課題	<p>①トイレの老朽化による悪臭の発生や照明が暗くなってきていることから、トイレを和式から洋式にするなど、児童・生徒が快適に使用できるよう、計画的なトイレ改修が必要である。</p> <p>②学校施設の老朽化に伴い、校舎の老朽化対策や長寿命化対策が必要になっており、児童・生徒の推移も勘案し、計画的な対策が必要となる。</p>								
	今後の方向性	<p>①トイレ改修を進めるため、平成28年度より各学校のトイレ改修を順次進め、児童・生徒が快適に使用できるよう計画的に進めていく。</p> <p>②今後、市の改修計画である、向日市公共施設等総合管理計画において学校改修の位置付けを定め、学校別に改修計画を定めていく。</p>								
外部評価委員 意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時に、地域住民の避難所となる体育館の安全確保が早期に全校完了したことは、評価できる。 ・トイレの洋式化について計画的な整備に努めてほしい。 ・学校の老朽化に対応できるよう、管理計画を定め、計画的な施設整備に努めてほしい。 									

事務事業番号		7								
事務事業名		特別支援教育推進事業								
担当部署		学校教育課								
法令・条例等の根拠・名称		学校教育法								
予算科目		会	款	教育費	項	小学校費 中学校費	目	教育振興費	事業名	特別支援学級費
事業概要	目的	①障がいのある児童生徒の教育的ニーズを把握し、それに基づく個別の指導計画を立て、学習及び発達の保障に努める。 ②通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努める。								
	事業内容	①特別支援教育支援員の配置 ②特別支援学級用教材備品購入 ③通級指導教室用教材備品購入 ④特別支援教育就学奨励費								
事業の実施結果・成果	結果	①各校の実態に応じ特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援の必要な児童生徒に教育的支援を行った。 ②小中学校の特別支援学級において、教材備品の購入により教育活動の充実に努めた。 (小学校 17 学級、中学校 6 学級) ③通級指導教室において、教材備品の購入により教育活動の充実に努めた。 (小学校 5 教室、中学校 1 教室) ④就学奨励費 給付内訳 (給付対象人数：小学校 44 人、中学校 16 人) 学用品等購入費 (小学校 44 人、中学校 16 人)、給食費 (小学校 44 人) 校外活動費 (宿泊あり・宿泊なし) (小学校 13 人・41 人、中学校 1 人・16 人) 修学旅行費 (小学校 6 人、中学校 2 人)、体育実技用具費・柔道 (中学校 7 人) 新入学児童生徒学用品費等 (小学校 4 人、中学校 10 人)								
	成果	①全小中学校に特別支援教育支援員を配置し、児童生徒の活動支援を行うことができた。 ②児童生徒一人一人の実態に応じた教育活動の充実と環境整備を行うことができた。 ③特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図ることができた。								
点検	現状における課題	①特別な教育的支援の必要な児童生徒は増加傾向にあり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律のもと、一人一人の教育的ニーズを把握した合理的配慮を行う。 ②一人一人にあった対応ができるよう、特別支援学級や通級指導教室の教材や備品等の充実に努める必要がある。								
	今後の方向性	①指導内容の充実に努めるため、ICT活用やニーズにあった教材備品等の整備に努める。 ②継続した特別支援教育支援員の配置及びその効果的な活用を努める。								
外部評価委員意見等		・全小中学校に特別支援教育支援員を配置しており評価できる。 ・特別な教育的支援の必要な児童が増加している中で、個々のニーズに応じた指導を充実できるよう、引き続き努めてほしい。								

事務事業番号		8																																
事務事業名		特色ある学校づくり推進事業																																
担当部署		学校教育課																																
法令・条例等の根拠・名称																																		
予算科目		会計	款	教育費	項	小学校費 中学校費	目	教育振興費	事業名	ひまわり教育費																								
事業概要	目的	各学校が児童生徒の実態や地域の特色を踏まえ、児童生徒の学力の向上、豊かな人間性の育成のため、学校の体験活動の充実や学力向上の取組等を支援し、特色ある学校づくりの推進を図る。																																
	事業内容	①体験活動の充実（KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業） ②特色ある学校づくり支援事業																																
事業の実施結果・成果	結果	①体験活動の実施状況（KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業） 小学校5年生 3学級 「農業体験」 小学校4年生 14学級 「職業体験」、「福祉体験」、「伝統文化体験」 中学校2年生 13学級 「職場体験」 ②特色ある学校づくり支援事業（計121回） (1)学力向上を図る事業 小学校40回 中学校14回 (2)体験活動の充実を図る事業 小学校21回 中学校5回 (3)伝統文化体験等豊かな人間性を育成する事業 小学校21回 中学校7回 (4)健康安全教育を図る事業 小学校2回 中学校3回 ＜平成27年度の取組例＞																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>取組事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">児童生徒・保護者対象</td> <td>言語に関する能力の育成（話し方講座）</td> </tr> <tr> <td>情報教育（携帯電話やネットの安全な使用）</td> </tr> <tr> <td>自然について知る（南極の様子）</td> </tr> <tr> <td>生き方を学ぶ（スポーツ選手・会社員）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">教職員対象</td> <td>伝統文化体験（出汁文化・しめ縄・落語・和菓子・竹細工・剪画）</td> </tr> <tr> <td>言語活動の充実を図る授業改善</td> </tr> <tr> <td>児童生徒への支援（児童生徒理解・支援方法・いじめの未然防止）</td> </tr> <tr> <td>指導技術の向上（詩の指導・食と運動）</td> </tr> <tr> <td>興味・関心・意欲を高める授業改善</td> </tr> <tr> <td colspan="9">市教職員研修</td> </tr> <tr> <td>教職員対象</td> <td>年間3回8講座（コミュニケーション能力、人権教育、生徒指導、外国語活動及び外国語、学力向上、特別支援教育、道徳教育）</td> </tr> </tbody> </table>									対象	取組事例	児童生徒・保護者対象	言語に関する能力の育成（話し方講座）	情報教育（携帯電話やネットの安全な使用）	自然について知る（南極の様子）	生き方を学ぶ（スポーツ選手・会社員）	教職員対象	伝統文化体験（出汁文化・しめ縄・落語・和菓子・竹細工・剪画）	言語活動の充実を図る授業改善	児童生徒への支援（児童生徒理解・支援方法・いじめの未然防止）	指導技術の向上（詩の指導・食と運動）	興味・関心・意欲を高める授業改善	市教職員研修									教職員対象	年間3回8講座（コミュニケーション能力、人権教育、生徒指導、外国語活動及び外国語、学力向上、特別支援教育、道徳教育）
		対象	取組事例																															
		児童生徒・保護者対象	言語に関する能力の育成（話し方講座）																															
情報教育（携帯電話やネットの安全な使用）																																		
自然について知る（南極の様子）																																		
生き方を学ぶ（スポーツ選手・会社員）																																		
教職員対象	伝統文化体験（出汁文化・しめ縄・落語・和菓子・竹細工・剪画）																																	
	言語活動の充実を図る授業改善																																	
	児童生徒への支援（児童生徒理解・支援方法・いじめの未然防止）																																	
	指導技術の向上（詩の指導・食と運動）																																	
	興味・関心・意欲を高める授業改善																																	
市教職員研修																																		
教職員対象	年間3回8講座（コミュニケーション能力、人権教育、生徒指導、外国語活動及び外国語、学力向上、特別支援教育、道徳教育）																																	
①各学校の特色を生かした体験活動や発達段階に応じたキャリア教育を進めることで、学ぶこと、働くこと生きることについて気付かせることができた。																																		
②各学校では、学校のニーズに応じた専門家等から学ぶ機会を充実させた。また、向日市教職員研修として、喫緊の課題をテーマに学ぶ機会の充実に努めることができた。																																		
③地域の方や市内施設の協力のもと、向日市について学ぶ「ふるさと学習」を行い、児童生徒のふるさと向日市への興味・関心を深めることができた。																																		
点検	現状における課題	①各学年の児童生徒の実態にあわせて、向日市や各学校の特色を生かした体験活動やふるさと向日市を学ぶ学習等の一層の充実に努める。 ②各校の特色や課題、研究の方向性をもとに効果的な事業の計画と外部講師の確保に努める必要がある。																																
	今後の方向性	①各校の実態や研究課題、地域の特色を活かすために、他機関との連携や専門家など講師の拡充・確保に努める。 ②学校内部で相互に学び合うことで指導力を高め合い、より一層の学校のチーム力を高め、特色ある学校づくりに努める。 ・国語科や算数科、道徳、外国語活動等の教科・領域指導に関わる実践研究の充実 ・学級経営や教育相談、人権教育、特別支援教育等の教育活動全体に関わる実践研究の充実 ③人材育成の視点から増加する若手教員を対象にした研修を充実させる。																																
外部評価委員意見等		・各学校の特色を生かした支援事業が、キャリア教育やふるさと学習等、多岐にわたっており、評価できる。引き続き充実させるよう努めてほしい。 ・若手教員が増加する中で、指導力向上のための研修を計画的に実施してほしい。																																

事務事業番号		9								
事務事業名		社会教育活動事業								
担当部署		生涯学習課								
法令・条例等の根拠・名称		社会教育法、向日市生涯学習基本計画、向日市人権教育・啓発推進計画								
予算科目		会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費	事業名	社会教育活動費
事業概要	目的	市民に学習機会の情報を提供するとともに生涯学習サークル等を支援し、市民の自主的、自発的な学習を推進する。また、人権問題の正しい理解と認識を深めるための人権研修会や学校で活動されているボランティアの養成と交流を図るための講座を開催し、学習機会の提供に努める。子どもの望ましい基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図る。								
	事業内容	①生涯学習情報誌の発行 ②生涯学習推進に取り組むボランティアサークル「まなぼうや」主催の講座の受付、広報活動等の支援 ③人権研修会の開催 ④学校支援ボランティア養成講座の開催 ⑤家庭教育講座の開催（子どもの基本的な生活習慣等）								
事業の実施結果・成果	結果	①市などが開催する生涯学習関連事業の情報を市民に提供するため生涯学習情報誌を発行した。年2回発行(市内の公共施設等に配布) 発行部数 500部。夏休み前に子ども向け夏休み情報誌を小学校児童に配布。 ②生涯学習推進ボランティアサークル「まなぼうや」の活動を支援した。 開催講座 11講座 参加者 131人 ③年2回、人権研修会を開催した。 「同和教育について考える～差別のない協働社会を築くために～」 参加者 34人 「子どもの人権について考える～子どもの『自己信頼性』を支える家族の役割～」 参加者 61人 ④学校支援ボランティア養成講座を開催した。 「コーディネーターの心得」 参加者 7人 ⑤家庭教育講座を開催した。 「子どもたちのスマートフォン使用に潜む危険～ケータイやパソコンを安心、安全に使うために～」 参加者 27人								
	成果	①生涯学習情報誌の発行や「まなぼうや」講座により、市民に多様な生涯学習関連事業の情報や学習機会を提供することができた。 ②人権研修会では、異なる2つのテーマを取り上げることで、様々な人権問題について学習できる機会を設けることができた。 ③学校支援ボランティア養成講座では、実際に各校で活動しているコーディネーターを対象に、活動する際の心構えや他校との意見交換等を通じて、コーディネーター同士の交流を図ることができた。 ④家庭教育講座を通じて、子どものインターネット等の正しい使い方について理解を深めることができた。								
点検	現状における課題	①市民一人一人が自らの問題として捉えられるよう、様々な人権問題を取り上げた研修会の実施に努める必要がある。 ②各種講座において、市民のニーズやボランティアの取組状況に応じたテーマを取り上げる必要がある。								
	今後の方向性	①市民が様々な人権問題について正しい理解と認識を深められるよう、多様な人権研修会の開催に努める。 ②市民のニーズやボランティアの取組状況に応じた講座を開催し、市民の自主的、自発的な学習活動を図る。								
外部評価委員意見等		・人権研修については、多様な視点の講座を開催し、内容も充実しており、評価できる。 ・参加者が減少している講座もあるので、市民ニーズを把握し、多くの市民が参加できるように努めてほしい。								

事務事業番号		10								
事務事業名		青少年健全育成事業								
担当部署		生涯学習課								
法令・条例等の根拠・名称		向日市社会教育関係団体育成補助金交付要綱								
予算科目		会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費	事業名	青少年健全育成費
事業概要	目的	青少年を健全でたくましく育てる連帯した地域・基盤を確立し、青少年が自ら積極的に学習や活動に参加し、地域活動・ふれあい活動への参加を促進し青少年の健全育成を図る。								
	事業内容	①青少年の体験活動の実施 ②学校・家庭・地域が連携した、地域全体での青少年健全育成事業の実施 ③社会教育関係団体との連携活動の実施 ④成人式の実施 ⑤社会教育関係団体への補助金交付								
事業の実施結果・成果	結果	①青少年の体験活動の実施 ジュニア・リーダー養成講座（7回開催） 参加者 11人（小学校5、6年生：9人、中学生：2人） ②学校・家庭・地域が連携し、地域全体での青少年健全育成事業の実施 ・京のまなび教室推進事業（放課後児童サポート事業） 自由遊び、本の読み聞かせ、学校支援地域本部と連携した遊びのコーナーなど 開催回数 129回 年間参加児童数 19,858人 ・地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業） 実施場所 向陽小学校（委員：5人）※H26～ 第2向陽小学校（委員：7人）※H24～ 第3向陽小学校（委員：4人）※H21～ 第5向陽小学校（委員：7人）※H27～ 勝山中学校（委員：3人）※H27～ 西ノ岡中学校（委員：6人）※H25～ 内 容 学習支援・環境整備・読書活動支援・部活動指導など ③社会教育関係団体との連携活動 ・地域の関係団体とともに補導パトロールの実施 学校の長期休業日に向日市少年補導委員会（市内8支部）が実施 ・環境浄化活動（青少年をとりまく社会環境の浄化活動） ゲームセンター、レンタルビデオ店及び小売店等の実態調査 ・青少年の健全育成について啓発活動の実施 チラシ、ポスターを作成、配布 ・青少年健全育成市民ふれあいコンサート ・青少年健全育成関係団体との連携によるスマートフォン等をテーマとした講座（家庭教育講座）の実施 ④成人式の実施 新成人出席者 334人（対象者 495人） ⑤青少年健全育成活動団体への補助金交付 4団体への補助金交付								
	成果	①学校支援地域本部事業では、新たに第5向陽小学校及び勝山中学校での取組を開始し、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを推進することができた。 ②青少年健全育成関係団体との連携による取組によって、スマートフォン等の正しい使い方などについて周知を図ることができた。								
	点	現状における課題	①学校・家庭・地域が一層連携し、子どもたちが安全・安心に育まれる環境づくりと地域の教育力の向上を図る必要がある。 ②「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題（インターネットや危険ドラッグ等）について啓発を図る必要がある。							
検	今後の方向性	①地域の教育力の向上を図るため、学校支援地域本部の拡充を図り、学校・家庭・地域の連携を推進する。 ②青少年健全育成関係団体と連携し、研修会等を通じて基本的な生活習慣の重要性や現代的課題への理解の促進を図る。								
外部評価委員意見等		・学校支援地域本部事業については、学校のニーズに合った支援が地域との連携によって行われており、評価できる。今後、学校支援地域本部事業を全学校で、実施できるよう努めてほしい。 ・事業内容については、より学校と地域にとって合致したものとなるよう期待する。								

事務事業番号	11																																									
事務事業名	中央公民館生涯学習講座事業																																									
担当部署	中央公民館																																									
法令・条例等の根拠・名称	向日市公民館の設置および管理に関する条例・向日市公民館管理運営規則																																									
予算科目	会計	款	教育費	項	社会教育費	目	中央公民館費	事業名	公民館運営費																																	
事業概要	目的	地域の学びの拠点として市民に自主的な学習の場を提供するとともに、地域の教育資源や公民館の施設を活用し、市民の生涯学習を支援する。																																								
	事業内容	<p>① 自主的な学習の場の提供として、一人ひとりが実験を行う小学生（4～6年生）向けの「ふしぎ発見！理科教室」の開催。</p> <p>② 教養講座</p> <p>－1 高齢者向けの「スマートフォンの活用」では、基本操作、電話をかける、文字を入力する、カメラ操作、アプリをインストールして活用法を学ぶ。</p> <p>－2 「金融資産を守るための基礎講座」（特殊詐欺からあなたを守る）では、詐欺の傾向や被害に遭わない心構えを学ぶ。</p> <p>－3 「童謡・唱歌の世界」では、歌の歴史や由来を知るとともに皆で歌う音楽講座を3回開催。</p> <p>③ 「国際理解講座」（モンゴルと日本）では、モンゴルの概要と住居・食生活・行事・言語など文化を知る。</p> <p>④ 健康講座</p> <p>－1 「食品添加物」では、食品の安全性、食品添加物について、最新の研究成果を解説。</p> <p>－2 「生活習慣病対策」ではメタボに関連して生活習慣病、がん対策、予防の説明の講座を開催。</p> <p>⑤ 市内事業所を活用した「JR吹田総合車両所京都支所見学会」では、小中学生が電車の作業点検を見学し、安全・快適に運行されているかを知る。「日本電産本社見学会」では『私たちのまち向日市』を高所から眺めるなどの体験教室の開催。</p> <p>⑥ 公民館クラブ・サークルの学習発表会と、市民の作品を展示・発表する市民文化展の開催。</p>																																								
事業の実施結果・成果	結果	<p>全17講座、参加者 747名 (定員)</p> <table border="0"> <tr> <td>① ふしぎ発見！理科教室（5回）5講座</td> <td>参加者</td> <td>170名</td> <td>(150)</td> </tr> <tr> <td>②－1～3 教養講座（情報・経済・音楽他）7講座</td> <td>参加者</td> <td>371名</td> <td>(370)</td> </tr> <tr> <td>③ 国際理解講座</td> <td>参加者</td> <td>16名</td> <td>(30)</td> </tr> <tr> <td>④－1,2 健康講座（食物・医学）2講座</td> <td>参加者</td> <td>34名</td> <td>(70)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 子ども体験教室（JR・日本電産）2講座</td> <td>参加者</td> <td>156名</td> <td>(150)</td> </tr> <tr> <td>⑥・クラブ・サークル学習発表会（展示・掲示発表）</td> <td>出展数</td> <td>979点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発表者</td> <td>14団体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・市民文化展</td> <td>出展数</td> <td>109点</td> <td></td> </tr> </table>									① ふしぎ発見！理科教室（5回）5講座	参加者	170名	(150)	②－1～3 教養講座（情報・経済・音楽他）7講座	参加者	371名	(370)	③ 国際理解講座	参加者	16名	(30)	④－1,2 健康講座（食物・医学）2講座	参加者	34名	(70)	⑤ 子ども体験教室（JR・日本電産）2講座	参加者	156名	(150)	⑥・クラブ・サークル学習発表会（展示・掲示発表）	出展数	979点			発表者	14団体		・市民文化展	出展数	109点	
	① ふしぎ発見！理科教室（5回）5講座	参加者	170名	(150)																																						
②－1～3 教養講座（情報・経済・音楽他）7講座	参加者	371名	(370)																																							
③ 国際理解講座	参加者	16名	(30)																																							
④－1,2 健康講座（食物・医学）2講座	参加者	34名	(70)																																							
⑤ 子ども体験教室（JR・日本電産）2講座	参加者	156名	(150)																																							
⑥・クラブ・サークル学習発表会（展示・掲示発表）	出展数	979点																																								
	発表者	14団体																																								
・市民文化展	出展数	109点																																								
成果	<p>① 一部を除き各種講座に多数の参加があった。</p> <p>② 公民館クラブ・サークルの学習活動成果の発表・展示する機会を提供し、市民の自主的学習活動への支援が図れた。</p>																																									
点検	現状における課題	<p>① 継続的な講座については、参加者の減少傾向がみられるものがあり、多様な市民ニーズの中から、対応できる講座が必要である。</p> <p>② 高齢者が、公民館活動に参加でき、クラブ加入のきっかけとなる講座が必要である。</p> <p>③ 本市の特性を活かした講座の開催が必要である。</p>																																								
	今後の方向性	<p>① 社会情勢を踏まえた興味関心の高い時事や、年齢階層に応じた講座を開催するなど工夫を図る。</p> <p>② 現在の公民館クラブ・サークルが活発になるよう、参加者と共に学べる講座の開催をする。</p>																																								
外部評価委員意見等	<p>・子どもから高齢者まで誰もが参加できる多種多様な講座を継続的に実施し、内容も充実しており評価できる。</p> <p>・各講座の参加者等を分析し、市民ニーズを把握して、関心の高い講座の充実に努めてほしい。</p>																																									

事務事業番号		12		(平成27年度事業)						
事業名		文化財の保護及び活用事業								
担当部署		文化財調査事務所								
法令・条例等の根拠・名称		文化財保護法・京都府文化財保護条例・向日市文化財保護条例・向日市文化財保護事業補助金交付規則・向日市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱ほか								
予算科目		会計	款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費	事業名	文化財保護事業費
事業概要	目的	市内には、地域の歩みを物語る貴重な文化財など多くの歴史・文化遺産が所在している。これらの遺産が、現在及び将来にわたり地域における文化環境の向上や発展の基礎をなすものであることを深く認識し、現在に受け継がれている有形・無形の文化財を大切に保存整備し、市民の文化意識の向上に資するように活用を図るとともにまちづくりの一助となるようにする。								
	事業内容	1 ①有形・無形文化財、②民俗文化財、③史跡、④埋蔵文化財の保存・活用 2 文化財等の防火・防犯、3 文化的環境の整備活用、4 各種文化財保護団体への補助、5 文化財保護の広報普及								
事業の実施結果・成果	結果	<p>1 ①国指定文化財：向日神社本殿、防災設備維持管理に係る補助金交付 向日神社境内社13棟が登録有形文化財に登録（平成27年8月4日告示） 向日神社所蔵紙本著色穆中肖像保存修理事業補助金交付</p> <p>②府指定文化財：鶏冠井題目踊等、指定民俗文化財の活動と後継者育成に係る補助金交付</p> <p>③乙訓古墳群の史跡指定（平成28年3月1日指定） 11基中、市内に5基</p> <p>④まちづくり条例等に係る文化財審査64件、建築確認申請に係る文化財審査323件、周知の埋蔵文化財包蔵地内の届出・通知書の受理・処理274件、埋蔵文化財発掘調査19件（2,062.14㎡）、同工事立会233件、同調査報告書の刊行埋蔵文化財出土遺物の分類整理77箱、長岡京跡ほか出土銭貨科学的保存処理50点五塚原古墳及び周辺地形測量業務 測量面積57,100㎡</p> <p>2 向日神社にて消防訓練、府指定登録文化財の建造物への立入検査を実施</p> <p>3 史跡長岡宮跡朝堂院公園案内所に案内員を配置 案内数 平成27年度8,218人、累計37,129人</p> <p>4 各種文化財保護団体へ文化活動に係る補助金の交付 3団体</p> <p>5 物集女車塚古墳の石室一般公開 見学者数761人、臨時公開8団体 562人 史跡長岡宮跡“復元・体感アプリケーション”「AR長岡宮」体感者数 平成27年度2,243人、累計 5,230人 資料貸出等240点、写真資料提供等12点、映像資料提供等3点、資料見学等148点 市民考古学講座・講演会 全6回(参加者 計420人)、発掘調査成果展 参加者1,358人</p>								
	成果	乙訓古墳群（本市域5基）の史跡指定や、向日神社境内社13棟の国登録文化財への登録など、各種の文化財の保護と活用事業を通じ、市民の理解を深めることができた。								
点検	現状における課題	文化財の多様な活用、及び史跡の拡充・拡大を図るため、所有者や市民の理解と協力を得る必要がある。また、補助金などの財源の確保を含めて、文化庁・京都府教育委員会の他、関係機関との協議が必要である。								
	今後の方向性	ふるさと向日市の歴史あふれるまちづくりの推進に資するよう、「歴史的風致維持向上計画事業」とも連携し、きめ細やかな文化財の保護と活用を推進する。								
外部評価委員意見等		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色を生かした多彩な事業展開をしていることについて評価できる。 ・文化財の保護を通じ、次代を担う児童、生徒に文化財に関心を持ってもらうことなど、幅広い世代の市民に、ふるさと向日市の歴史、文化資産を認識していただく事業展開を期待する。 								

事務事業番号	13																				
事務事業名	留守家庭児童会運営事業																				
担当部署	生涯学習課																				
法令・条例等の根拠・名称	向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱																				
予算科目	会計	款	教育費	項	社会教育費	目	留守家庭児童会育成費	事業名	留守家庭児童会育成費												
事業概要	目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。																			
	事業内容	<p>①開設留守家庭児童会 6か所（第1～第6留守家庭児童会） 入会対象児童 市内在住の小学1年生～6年生 開設時間 平日（月～金曜日） 放課後～19時 土曜日 8時30分～18時 長期休業日及び振替休校日 8時～19時</p> <p>②留守家庭指導員研修会 指導員の資質向上を図るため実技を含めた研修会を5回実施</p>																			
事業の実施結果・成果	結果	<p>①児童会の入会要件に該当した児童については、すべて受け入れた。また、障がいのある児童についても、障がいの程度に応じて入会要件に該当した児童を受け入れた。</p> <p>各留守家庭児童会の入会児童数 523人（5月1日現在） 6か所 15クラブ</p> <table border="0"> <tr> <td>第1留守家庭児童会</td> <td>94人（2クラブ）</td> <td>第2留守家庭児童会</td> <td>92人（3クラブ）</td> </tr> <tr> <td>第3留守家庭児童会</td> <td>75人（2クラブ）</td> <td>第4留守家庭児童会</td> <td>107人（3クラブ）</td> </tr> <tr> <td>第5留守家庭児童会</td> <td>95人（3クラブ）</td> <td>第6留守家庭児童会</td> <td>60人（2クラブ）</td> </tr> </table> <p>夏季入会のみ児童数 164人</p> <p>②「救命（AED）講習」 参加者 23人 「熱中症の対策について」 参加者 34人 「こどものやる気をひきだすスポーツ指導」 参加者 14人 「児童・保護者との関わりについて」 参加者 31人 「子どもの人権について考える」 参加者 29人</p>								第1留守家庭児童会	94人（2クラブ）	第2留守家庭児童会	92人（3クラブ）	第3留守家庭児童会	75人（2クラブ）	第4留守家庭児童会	107人（3クラブ）	第5留守家庭児童会	95人（3クラブ）	第6留守家庭児童会	60人（2クラブ）
	第1留守家庭児童会	94人（2クラブ）	第2留守家庭児童会	92人（3クラブ）																	
第3留守家庭児童会	75人（2クラブ）	第4留守家庭児童会	107人（3クラブ）																		
第5留守家庭児童会	95人（3クラブ）	第6留守家庭児童会	60人（2クラブ）																		
成果	<p>①対象児童を6年生まで拡大するとともに、入会要件を充たす児童を全て受け入れたことで、保護者のニーズに応えることができた。</p> <p>②全ての留守家庭児童会の空調設備の整備を行うことで、夏場における児童の健康管理と施設環境の改善を図ることができた。</p> <p>③さまざまなテーマの研修を実施することで、指導員の資質向上を図ることができた。</p>																				
点検	現状における課題	<p>①対象児童の拡大及び生活環境の変化に伴い、男女別トイレの整備などの施設環境を整える必要がある。</p> <p>②児童数に応じて、引き続き適正に指導員を配置する必要がある。</p>																			
	今後の方向性	<p>①児童が安心・安全に過ごすことができ、保護者も安心して就労することができるよう、各児童会施設の修繕や環境整備に努める。</p> <p>②児童数の増加に対応し、引き続き指導員の確保に努める。</p>																			
外部評価委員意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象を小学校6年生まで拡大したことで、保護者のニーズに対応しており評価できる。 ・引き続き、児童が安心・安全に過ごせるよう、施設環境の整備に努めてほしい。 																				

事務事業番号	14									
事務事業名	図書館読書推進事業									
担当部署	図書館									
法令・条例等の根拠・名称	図書館法・向日市立図書館設置条例・向日市立図書館管理運営規則									
予算科目	会計	款	教育費	項	社会教育費	目	図書館費	事業名	図書館管理運営費 読書推進事業費	
事業概要	目的	市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。								
	事業内容	①図書等の資料収集・整理と貸出 ②レファレンス・サービス ③予約サービスによる資料提供、他館との相互貸借、障がい者サービス ④読書の普及推進と読書環境の向上を図るための「おはなし会」などの各種読書推進活動 ⑤図書館ボランティアの育成及び支援 ⑥図書館情報管理システムの更新								
事業の実施結果・成果	結果	①蔵書数 176,598点(図書167,527冊、雑誌3,439点、聴覚5,632点) 資料受入数 5,488点(図書4,474冊、雑誌936点、聴覚78点) 貸出資料数 331,973点 貸出者数 89,240人、 ②レファレンス受付件数 91件 ③予約処理件数 19,823件 相互協力 貸出839件 借用1,651件 障がい者サービス 自宅配本 40回 262点 ④おはなし会プラスコンサート(3回実施) 参加者 142人 おはなしひろば(8回実施) 参加者 347人 文学講座 受講者 98人(延べ) 小中学生読書感想文コンクール 応募者 179人 図書館リサイクル・デー 参加者 146人 1,003冊無償で譲り渡し 大人の朗読会(4回実施) 参加者 78人 ⑤図書館ボランティア 登録者数49人 ボランティア講習会 受講者 10人 ボランティア養成講座 受講者 12人 ⑥図書館情報管理システムの更新による図書館ホームページの充実や、スマートフォン専用ページの新設								
	成果	①貸出者数が、前年比3,474人、4%増の8万9,240人となり、過去最高となった。 ②ボランティア活動支援の結果、修理ボランティアとして新しく3名が登録。活動結果として図書修理数(2,113冊)、おはなしひろば(347人)、大人の朗読会(78人)と昨年を大きく上回った。								
点検	現状における課題	①利用者が固定しており、新たな利用者呼び込むための効果的な広報を行う必要がある。 ②年々増加する多種多様なニーズに応えるため、資料の充実と情報の収集、職員の技能向上が必要である。								
	今後の方向性	①図書や催しなどの情報提供や広報を、ホームページや新聞等を通し効果的に行うことで、市民の一層の利用促進を図る。また、市役所や団体と連携をとった本の展示など、情報の発信を行う。 ②「雑誌スポンサー制度」の実施により、雑誌の充実を図る。また、図書に対する職員の知識向上を図り、レファレンスのデータ蓄積を行う。								
外部評価委員意見等	・貸出者数が過去最高となったことや、ボランティアの確保・活動支援に熱心に取り組んでおり、評価できる。 ・2階の参考図書室には、たくさんの専門書等があり、調べものをするのに適している。利用促進に向けた周知を図ってほしい。 ・引き続き、学校との連携を図り、児童の活用促進に努めてほしい。									

事務事業番号		15		(平成27年度事業)						
事業名		歴史・文化資料の展示紹介、普及事業								
担当部署		文化資料館								
法令・条例等の根拠・名称		向日市文化資料館設置条例・向日市文化資料館管理運営規則								
予算科目		会計	款	教育費	項	社会教育費	目	資料館費	事業名	資料館運営費 文化活動推進事業費 調査収集展示事業費
事業概要	目的	<p>①地域の歴史や文化への関心を高め、郷土への愛着と誇りを持ってもらうため、向日市や乙訓の歴史と文化に関する資料を収集・保管、調査・研究し、展示・公開する。</p> <p>②地域に即した歴史講座、文化講演会等の事業を開催するとともに、文化資料館ボランティア、歴史サークルの学習を支援し、活動の場を提供する。</p>								
	事業内容	<p>①古代の都“長岡京”をテーマとした常設展示の運営</p> <p>②特別展「乙訓の西国街道と向日町」 乙訓地域を貫く江戸時代の西国街道を中心に名所図や町村の絵図、屏風等を展示し、街道が向日町の町並みをはじめとして地域の形成に果たした役割を紹介した。</p> <p>③テーマ展示「長岡宮大極殿の発掘と地元の人々」 故中山修一氏を中心に、地元の人々が協力して進められた、初期の長岡京跡の発掘や研究に関する展示を行った。</p> <p>④ラウンジ展 資料調査の新しい成果や、季節に即したテーマにちなんだ資料を紹介 「フィルムが語る乙訓・向日」、「むこうし・おとくにを描いた絵画」、「くらしのなかの戦争展」、「夏休み子ども歴史教室作品展」、「くらしの道具展」</p> <p>⑤文化活動事業 日曜談話会、特別展関連記念講演会、歴史ウォーク、歴まち認定1周年記念講演会等を開催</p> <p>⑥むこうし歴史行列絵巻推進事業 夏休み子ども歴史教室、講演会「長岡京の時代を着る～みやこびとのファッション～」、古代の佩飾品ワークショップ、古代衣裳ファッションショーを開催</p>								
事業の実施結果・成果	結果	<p>①年間来館者 11,362人(②・③の人数を含む)</p> <p>②特別展「乙訓の西国街道と向日町」期間中入館者 1,704人</p> <p>③テーマ展示「長岡宮大極殿の発掘と地元の人々」期間中入館者 1,850人</p> <p>④ラウンジ展 ※①の人数に含まれ別途調査数値なし</p> <p>⑤-1 日曜談話会「昭和の戦争と地域」、「洛外図屏風」細見、 「秀吉がつくった唐海道と京都・山崎間の西国街道」 参加者 77人(定員なし)</p> <p>-2 『国際博物館の日』記念事業「フィルムが語る乙訓・向日」上映会(4日間) 参加者 85人(定員なし)</p> <p>-3 特別展記念講演会「道の呼び名と京の街道」、「京都からのびる近代の道」 参加者 101人(定員80人)</p> <p>-4 歴史ウォーク「向日町と西国街道を歩く」 参加者 37人(定員30人)</p> <p>-5 歴まち認定1周年記念講演会「大極殿のあるまち向日市の歴史」 参加者 117人(定員80人)</p> <p>⑥-1 夏休み子ども歴史教室「兜(かぶと)をつくろう！」(2日連続の教室) 参加者 25人(定員25人)</p> <p>-2 講演会「長岡京の時代を着る～みやこびとのファッション～」 参加者 25人(定員なし)</p> <p>-3 古代の佩飾品ワークショップ「作って体験!長岡京」(前期・後期各2日間)参加者 152人(定員なし)</p> <p>-4 古代衣裳ファッションショー 参加者 ボランティアスタッフ・市民76人、観客 177人(定員80人)</p>								
	成果	<p>①特別展では、名所図や町村の絵図、屏風等の資料を展示し、街道が地域の形成に果たした役割について分かりやすく紹介することができた。</p> <p>②夏休み子ども歴史教室など、既存の事業を「むこうし歴史行列絵巻」推進事業として再編成し、向日市まつりとの連携も深め、内容・参加者数ともに充実させることができた。</p> <p>③歴まち認定1周年記念講演会では、向日市長、学識経験者及び専門職行政職員による講演会を開催し、本市の歴史まちづくりと、長岡京跡に関する最新の知見等について紹介することができた。</p>								
点検	現状における課題	<p>①ボランティアの会の活動内容は充実してきているが、会員数は減少傾向にある。(現在18人)</p> <p>②学校との連携、児童・生徒への働きかけは横ばいの状況である。</p> <p>③市内の歴史ある民家の解体がさらに進行し、古文書・民具等の散逸が懸念される。</p>								
	今後の方向性	<p>①歴史行列絵巻推進事業を充実させ、携わる人々の幅を拡げ、市内高校生等若い世代への働きかけを強化する。</p> <p>②市内各地区の歴史的な資料(古文書・民具等)の把握に努める。</p>								
外部評価委員意見等		<p>・歴史や文化についての幅広い事業を展開しており、評価できる。</p> <p>・市内の歴史的資料である、古文書・民具等の保護に努めてほしい。</p>								

事務事業番号		16								
事務事業名		天文館運営事業								
担当部署		天文館								
法令・条例等の根拠・名称		向日市天文館設置条例・向日市天文館に係るプラネタリウム観覧料の徴収に関する規則 向日市天文館管理運営規則								
予算科目		会計	款	教育費	項	社会教育費	目	天文館費	事業名	天文館管理運営費
事業概要	目的	未来を担う青少年はもとより、広く市民の天体に関する理解と関心を深めながら、宇宙の美しさ、不思議さの体験を通して、市民文化の創造と発展を願い、より多くの市民の皆様が親しまれる生涯学習拠点を目指す。								
	事業内容	<p>活性化事業としてプラネタリウム新番組の導入、講演会や講座の開催など、天文への興味・関心を高める事業を実施</p> <p>①プラネタリウム投影（団体予約投影、一般投影、各季節特別投影会）</p> <p>②天体観望会（毎月第2土曜日）</p> <p>③特別天体観望会（昼の金星観望会、親子天体観望会、中秋の名月観望会）</p> <p>④活性化事業（天文実験教室、天文教室、天文講座等）</p> <p>⑤プラネタリウム室多目的利用（音楽の生演奏と星空のコラボレーション：七夕コンサート・クリスマスコンサート、秋の特別投影会、星空☆落語）</p>								
事業の実施結果・成果	結果	<p>①プラネタリウム投影（団体予約投影、一般投影、桜まつり・ゴールデンウィーク・お盆・春夏秋冬休み特別投影会）：観覧者 団体99団体/3,514人、一般5,037人 ※プラネタリウム新番組「銀河鉄道の夜」の導入：観覧者3,491人</p> <p>②天体観望会（毎月第2土曜日）12回：参加者316人</p> <p>③特別天体観望会 ゴールデンウィーク・夏・秋の昼の金星観望会、親子天体観望会、中秋の名月観望会：参加者245人</p> <p>④活性化事業（天文実験教室、天文教室、天文講座等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 天文学講座、「はやぶさ2投影」「双子の星、三つ子の星」「南極の自然とオーロラ」「銀河天文学入門」「惑星の科学と惑星探査」「世界の望遠鏡とすばる望遠鏡の観測疑似体験」：参加者503人 子ども天文教室「星座早見板を使って」：参加者28人 夏の天文教室Ⅰ「望遠鏡を作ろう」・Ⅱ「天文学の基礎の基礎を学びましょう」：参加者36人 冬の天文教室「星座早見板を使って」：参加者11人 <p>⑤プラネタリウム室多目的利用（コラボレーション）：秋の「こぎつねチロンの首飾り」特別投影会、七夕コンサート、クリスマスコンサート、星空☆落語：参加者287人</p>								
	成果	<p>投影番組や投影回数を増やし、継続して活性化事業等を展開するとともに、講座や教室等を拡充し開催し、子どもから大人まで楽しめる生涯学習の場として充実できた。また、多様な事業を通して多くの方に天文への興味と関心を深めてもらうことができた。</p> <p>26年度は利用者が減少したが27年度はプラネタリウムの新番組の効果もあり大幅に増加した。</p> <p>※入場・参加者数12,570人（前年度比28%増）</p>								
点検	現状における課題	<p>①さらに継続して、番組や事業についての周知を図る必要がある。</p> <p>②アンケート等を通じてニーズの把握を行う必要がある。</p>								
	今後の方向性	<p>プラネタリウム投影番組等の充実を図るとともに、プラネタリウム等を活用した様々な講座や教室等を継続して展開し、宇宙や天体に親しむ生涯学習拠点を目指す。</p>								
外部評価委員意見等		<ul style="list-style-type: none"> 新番組の導入や関心の高い天文学講座を行うことによって、利用者が増加しており評価できる。 引き続き、番組や事業の周知に努めるとともに、利用者の関心を高める工夫を行い、利用者の拡大につなげることで、市民の天体への理解を深めてほしい。 								

事務事業番号		17								
事務事業名		スポーツ振興事業								
担当部署		生涯学習課								
法令・条例等の根拠・名称		スポーツ基本法、向日市スポーツ振興基本計画								
予算科目		会 計	款	教育費	項	保健体育費	目	保健体育 総務費	事業名	スポーツ健康増進事業
事業概要	目的	市民にスポーツ活動の場と機会を提供し、市民の健康の保持・増進を目指すとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツ活動を実践できる生涯スポーツの普及を図る。また、幅広いスポーツ振興や指導者の育成を図るとともに、各種スポーツ団体への支援、スポーツを通じた地域コミュニティの醸成や市民の健康づくりなど市民のスポーツ活動の推進を図る。								
	事業内容	①スポーツ指導者の育成 ②学校体育施設及び向日町競輪場スポーツ施設の開放 ③各種大会・スポーツイベントの開催 ④体育団体育成事業 ⑤各種大会等選手派遣事業 ⑥フレンドシップ協定関連事業 ⑦市民体育館の管理運営 ⑧生涯スポーツ振興事業								
事業の実施結果・成果	結果	①スポーツ指導者の育成 ・スポーツ推進委員の研修会の開催、各種研究大会の参加、スポーツイベントへの派遣 ・スポーツ指導者研修会「子どものやる気をひきだすスポーツ指導」 参加者 32人 ②学校体育施設及び向日町競輪場スポーツ施設の開放 小学校学校グラウンド使用回数 (1,517回)、小中学校体育館使用回数 (2,724回)、向日町競輪場スポーツ施設使用回数 (1,041回) ③各種大会・スポーツイベントの開催 ・向日市民総合体育大会 (参加者 648人)、Do スポーツ in 向日 (参加者 447人) ④体育団体育成事業 ・少年スポーツ団体 (10団体) に事業補助金を交付 ⑤各種大会等選手派遣事業 京都府民総合体育大会に選手を派遣 ⑥フレンドシップ協定関連事業 フレンドシップ協定を結んでいる京都サンガF.C. から講師を招き、健康・アカデミーを開催 ⑦市民体育館の管理運営 平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成23年度から5年間の指定管理者に (公財) 向日市スポーツ文化協会を指定 ⑧生涯スポーツ振興事業 教育委員会のスポーツ事業の一部を (公財) 向日市スポーツ文化協会に委託								
	成果	①スポーツ推進委員や各種団体等のスポーツ指導者への研修を通じて、市民のスポーツ活動を推進する指導者の育成を図った。 ②学校体育施設等開放や各種大会・スポーツイベントの開催を通じて、スポーツを楽しめる環境づくりを推進することができた。								
重点	現状における課題	スポーツに対するニーズが多様化するなかで、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進に努める必要がある。								
	今後の方向性	引き続き、(公財) 向日市スポーツ文化協会や関係機関・団体との連携・協力によるスポーツ活動を推進し、スポーツに親しめる環境の充実に努める。								
外部評価委員意見等		・多種多様な事業を継続的に実施しており、参加者も増加していることは評価できる。 ・市民のスポーツに対するニーズの把握に努め、各スポーツ関係機関と連携することで、引き続きスポーツに親しみやすい環境の整備に努めてほしい。								

向日市議会平成28年第3回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

平成28年9月27日
教育総務課

平成28年9月7から9日に開催されました、向日市議会平成28年第3回定例会一般質問答弁につきまして、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(日本共産党議員団 山田 千枝子 議員) 北部開発地域における諸問題について 第4向陽小学校及び寺戸中学校の現在の教室の利用状況と今後の児童生徒数について</p>	<p>【教育長答弁】 第4向陽小学校及び寺戸中学校の教室の利用状況については、現在、普通教室や特別教室のほか、ランチルームや少人数教室など、児童生徒の教育活動に応じて利用をしているところであり、その他普通教室として利用可能な教室もある。 また、両校の児童生徒数の推計については、比較的若い世代の入居が予想されるが、今後入居が見込まれる物件については、現在、開発中又は売出中であることから、既に建設が完了しているマンション等への入居動向等を参考として、児童生徒数の推計に努めているところである。 教育委員会としては、引き続き、児童生徒数の推計に努めるとともに、既存施設の利用方法について学校と調整を行い、校舎などの施設面において、来年度、児童生徒の学校生活に支障が生じることがないように、しっかりと対応していく。</p>
<p>(MUKOクラブ 和島 一行 議員) 小中学校の危機管理について 通用門について 学校危機管理マニュアルについて</p>	<p>【教育長答弁】 近年、児童生徒の体験的学習活動の充実や地域と連携した取組の推進により、外部の専門家や地域の方々に来校いただく機会が増えてきている。 そのような中、常に通用門を施錠することが難しいことから、各学校に録画機能を備えた防犯カメラを数カ所設置し、職員室に配備されたモニターで通用門などにおける出入りの状況把握を行い、異変にすばやく対応できるよう努めているところである。 また、来校予定がある場合には、全教職員が来校予定者の情報を共有するとともに、授業中や休み時間には校内を巡視し、来校者への挨拶や声かけを行い、来校予定のない方には用件を確認するなどチェック体制の徹底を図っているところである。 各学校では、不審者対応だけでなく、児童生徒の怪我や食物アレルギーなどのさまざまな学校事故、さらには火災、地震などの災害に対応するための学校危機管理マニュアルを毎年度策定している。</p>

そのマニュアルには、不審者侵入時に、校内の全児童生徒、教職員への緊急連絡方法や内容が具体的に記載されていることから、防犯対策上ホームページ等による公開はしていない。

各学校での役割分担について

各学校では、危機管理マニュアルに基づき、不審者侵入時には、初期段階における第一発見者の対応や警察への通報、また、校内緊急放送や侵入者対応、児童生徒の避難誘導、負傷者対応等、さらには、事後の段階における児童生徒の心のケアや保護者への説明等、全教職員に役割分担しており、年度当初の研修会や避難訓練時に徹底している。

事象が発生する時間帯や場所など、さまざまな状況に対応できるよう、校長不在時を含め、指示系統を明確にするとともに、日々の教育活動においても教職員相互の情報共有と役割分担による組織的な対応に努めているところである。

侵入者への対応について

全小中学校への防犯カメラや警察につながる非常要請ボタンの設置、刺股の配備をしており、さらに小学校には緊急時に教室やグラウンドなどから、いち早く職員室に通報することができるワイヤレスセキュリティシステムの設置、ネットランチャーの配備などの防犯対策を行っている。

また、各学校では、年度当初における危機管理マニュアルの確認はもとより、夏季休業期間中におけるネットランチャーや刺股などを使用した不審者侵入時の対応訓練、応急手当や心肺蘇生法の講習などを行っており、さらに、小学校では毎年実施している不審者侵入時を想定した避難訓練を通して教職員の対応能力の向上に努め、安全管理の徹底を図っているところである。

防犯教育について

児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、防犯に関する理解を深め、危険予測能力や危険回避能力を身に付けることを目的として、小学校では、体育科の保健の領域や特別活動で、また、中学校では保健体育科及び特別活動で、登下校時の安全な行動、帰宅後や長期休業期間中の安全な過ごし方、防犯グッズの使用方法や110番の家の利用の仕方等を指導している。

さらに、小学校では、警察と連携を図り全児童を対象に、不審者侵入時の避難訓練を通して、緊急時の適切な行動について指導を徹底している。

今後においても、各学校における安全管理の徹底、教職員の安全指導に係る資質能力の向上を図り、児童生徒の安全確保に万全を期してまいりたい。

(再質問)

実際に侵入された学校等の報告によると、教職員がパニックになってきちんとした対応ができなかったと聞

【市長答弁】

しっかりとした対応ができるよう訓練の頻度について考えていく。また、訓練以外にも毎日の防犯への意識付け（防犯カメラのチェック等）も必要と考えている。

いている。本市でも実際の現場において、先生方がパニックにならずに対応できるよう訓練の頻度を重ねていくことが大事だと思うが見解はどうか。

(市民クラブ

飛鳥井 佳子 議員)

障がい者の尊厳と人権について
学校における人権教育について

【教育長答弁】

本市においては、自立と共生、人権尊重をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進しているところであり、学校教育においては、人権教育の推進を重点の一つとして人権学習に取り組んでいるところである。

各小中学校では、生命や人間の尊厳、人権の意義、障がいのある人の人権について考える授業や、お互いの良さや個性を認め合う人間関係作りなど、発達段階に応じ、豊かな人権感覚を育てる教育活動を推進しているところである。

また、国においては、インクルーシブ教育システム構築に向け、障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒とできる限り同じ場でともに学ぶことを目指し、本人の教育的ニーズを把握し、教育内容、方法、支援体制、施設設備といった合理的配慮の観点の踏まえた支援の充実を図ることが必要であるとされており、教育委員会としては、これらのことをしっかり踏まえ、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、特別支援教育の充実を図ることが重要であると考えている。

本市においては、人権感覚を養う教材や授業づくり、全ての児童生徒が分かる、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり等をテーマに、向日市教職員研修を実施しており、各学校の研修においても、4月に施行された障害者差別解消法をもとに、インクルーシブ教育システムと合理的配慮の考え方について学ぶなど、教員の資質能力の向上に努めているところである。

児童生徒に対する取組としては、各小中学校では、特別支援学級の児童生徒が一人一人の状況に応じて、通常学級の中で一緒に学習する授業はもとより、学校行事やPTA、地域の取組にも参加しており、また、特別支援学校に通う児童が、居住する校区の小学校の授業に参加するなど、障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒との様々な交流を行っている。

さらに、長期休業期間中には、市内の各小学校を会場として、特別支援学校の児童生徒と、障がいのない児童生徒がクイズや遊びなどを共にする「交流の集い」を行っている。

参加した児童生徒からは、

「活動をする中で、知らない人と仲を深めることができた。」

また、特別支援学校に進学した生徒からは、

「卒業した学校で交流し、とても楽しかった。来年も行きたい。」

との声を、参加した保護者からは、

「特別支援学級と支援学校の子どもの活躍する姿や、たくさん子ども達が楽しそうに交流する様子が見られ、素晴らしい。」

などの感想を聞いており、こうした交流の積み重ねが、共生社会の形成につながるものと考えている。

今後においても、一人一人の尊厳と人権が尊重され、障がいのある方が積極的に参加・貢献できる社会、共生社会の実現に向け、さらに、人権教育及び特別支援教育の推進に努めてまいりたい。

(日本共産党議員団

常盤 ゆかり 議員)

人格と個性尊重の社会をつくることについて

いじめや体罰など、ハラスメントがない社会にむけての見解

【教育長答弁】

いじめ、体罰、DVや様々なハラスメント、そして、今回の事件を含めた様々な差別など、今日も多くの人権問題が顕在化しており、その根底には人権意識の希薄さがある。

人権意識の育成には、人権に関する知的理解と、豊かな人権感覚が重要であり、あわせて、具体的な態度や行動につなげる実践力を養っていく必要があると考えている。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、社会科や人権教育での人権の歴史や現状の学習とともに、道徳の時間や特別活動等を通じて、友達とのかかわりの中で、人権が守られている状態を知り、望ましいと感じ、侵害されている状態を知り、許せないと感じる価値や態度を育成し、人権感覚を高める取組を進めている。

また、特別支援学校の児童生徒との交流や、重い装具を身に付けて行う妊婦さん体験、車いす体験、様々なボランティア活動などにも取り組んでおり、実際に体感し、考える学習をとおして、児童生徒の人権に関する理解や価値観がより深まっている様子が見受けられることから、体験学習の機会を大切にしていまいりたいと考えている。

教職員についても、安心・安全な学習環境でなければならない学校において、いじめや体罰を初め、児童生徒の人権が侵害されることは決して許されないという認識のもと、教職員と児童生徒との共感的な人間関係づくりを推進し、望ましい集団づくりを行うとともに、問題行動へは毅然とした指導を粘り強く行うなど、一人一人を大切にしたい人権尊重の精神に立った教育活動を充実させることが重要であり、校内研修や向日市教職員研修など、人権や人権教育について改めて学ぶ機会を設定し、教職員自らの人権意識を高め、実践に生かしていくよう努めている。

社会教育においては、「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」に基づき、市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努めているところである。

今後においても、多様な個性・価値観を認め合い、全ての個人が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、人

権教育の推進・啓発に、しっかりと取り組んでまいりたい。

教育大綱策定と、子どもたちへ与える影響について

【市長答弁】

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなどを目的とした、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、教育委員会制度の改正に伴い、首長が招集する総合教育会議の設置や、教育大綱を策定することなどが義務付けられたところである。

従来、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もあったことから、総合教育会議の設置により、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について議論することができるようになった。

また、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能となったところである。

私も教育行政について、教育委員会任せにするのではなく、緊密に連携を図り、責任をしっかりと担ってまいりたい。

昨年度から3回にわたり、総合教育会議を開催し、教育委員の皆さまと忌憚のない意見交換を行い、教育問題について共通認識を図るとともに、本市の教育大綱を策定することができたところである。

この教育大綱は、教育委員会のみならず、本市全体の教育施策の基本方向を示したものとして、極めて意義深いものである。

これを機に例えば、保育所と小学校との円滑な接続や特別な支援を必要とする子どもに対する、市長部局と教育委員会の連携した取組など、一般行政との密接な連携により、これまで以上に子どもたちのための教育施策の充実が図れるものである。

今後においても、教育委員会と市長部局が一体となり、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指していく。

教職員の多忙解消のための実態把握や改善について

【教育長答弁】

近年の急激な少子高齢化、グローバル化などの社会の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も大きく変容し、いじめや不登校、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校における教育課題が複雑化・多様化してきている。

また、こうした変化の激しい社会の中を生き抜く子どもたちに、様々な力を身に付けさせるため、学校に求められる役割はますます拡大・多様化してきている。

教員がこのような新たな状況に対応し、教科指導や生徒指導など、教員

としての本来の職務を遂行していくためには、子どもと向き合える時間を確保するとともに、一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが重要であり、教育委員会としても、これまでから、業務改善や職場環境の整備に取り組んできたところである。

教職員の仕事内容や勤務時間の実態把握、改善策についてであるが、各学校では、校長が所属職員を監督する責任者として、教職員一人一人の勤務状況や健康状態、仕事内容の把握に努めており、教育委員会においても、校長会や教頭会を通じ状況を把握するとともに、学校訪問の際、教職員に直接話を聞く機会を持つなど、実態把握に努めている。

そうした状況も踏まえ、年度当初には、校長に対し、時間外勤務の縮減などに努めるよう文書により指導するとともに、校長会議等で、管理職員は常に勤務状況や健康状態の把握に努め、一部の教職員に負担が偏らないよう、業務量の平準化や勤務負担軽減などについて、身近なところから業務改善に取り組むよう繰り返し指導しているところである。

また、これまでから、校務システムの導入など情報機器の活用による校務の効率化を初め、京都式少人数教育による教員配置や、学校課題に応じた加配教員などの配置、さらに、特別支援教育支援員や学校図書館支援員の配置、部活動への外部指導者の活用などを行い、勤務負担の軽減に努めてきたところである。

そうした中、今年度から新たに、児童生徒を対象に学習支援や教育相談を行う「心の相談サポーター」を学校に配置し、学校と連携して、不登校の未然防止などの教育課題への対応を図るとともに、校務システムについても、学校現場の意見を取り入れ、より活用しやすく、一層校務の効率化を図れるものに改善するため、ソフトの見直しを進めるなど、勤務負担の軽減に取り組んでいる。

各学校においては、学校業務改善に関する文部科学省のガイドラインや、京都府発行のリーフレットを活用し、職員の朝礼の工夫や会議の効率化、情報機器による教材や資料等の共有化、ノー残業デーなどに取り組むとともに、中学校では、府内でも先行してノー部活動デーを実施するなど、改善を進めてきている。

さらに、管理職員は、退勤しやすい職場の雰囲気づくりを心掛け、教職員の退勤を促すなど、心と体の健康保持増進に努めているところである。

今後においても、引き続き、業務改善や職場環境の整備に取り組むとともに、複雑化・多様化する教育課題への適切な対応に向け、教職員の資質能力の向上を図り、魅力ある学校づくりを推進してまいりたい。

(公明党議員団

福田 正人 議員)

小中学校における安全対策
について

雷センサーについて

【教育部長答弁】

毎年夏になると数多くの落雷事故が報道されているところであり、今年も、7月24日に沖縄県糸満市の海水浴場で男性が雷に打たれて重体になったとの報道があった。

また、8月2日に佐賀県で農作業中の男性が落雷により死亡したのに続

き、4日には、埼玉県川越市で高校生が野球の試合中に雷に打たれ、心肺停止の状態に陥るとい事故が報道された。

児童生徒がグラウンドで運動中に落雷が予想され、危険と判断した時点で、安全に避難することが最善であることから、本市においては、注意報が発令されている場合には教員が注意喚起しており、雷鳴が聞こえたり、雷光が見えた場合には、ただちに校舎内へ避難するよう指示・誘導している。

なお、京都府教育委員会から「落雷事故及び竜巻事故の防止について」通知があり、落雷事故防止に関しての留意点として、「天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること」、「雷鳴はかすかでも危険信号であり、すぐに鉄筋コンクリートの建物などの安全な場所に避難すること」、「気象庁のホームページの「雷なうキャスト」の利用」などが示されているところであり、本市においても各小中学校長に、あらためて安全指導を徹底したところである。

質問の雷センサーの導入について、大阪府箕面市や兵庫県朝来(あさご)市では独自に「雷センサー」を導入されてきたところであり、箕面市では、市民の安全を守る政策の一環として、屋外活動やイベント等での落雷事故を未然に防止するため、平成26年7月、市役所屋上に雷センサーを設置され、半径10キロメートル圏内の雷雲を検知することにより、小中学校、幼稚園、保育所、危機管理担当職員、事前に登録をされた方に警戒メールを配信されているところである。

箕面市での導入は、全国初の「落雷警戒メール」を配信する実証実験として取り組まれたものであり、独自の「雷センサー」の設置は、先進的な取り組みである。

また、箕面市以外にも導入された自治体もあるが、中には使用を中止されたところもあると伺っていることから、まずは導入自治体の状況を把握してまいりたい。

なお、本市においては、平成26年度から防災情報お知らせメールを導入し、気象警報や雷をはじめとする注意報を配信しており、学校現場におきましても、これらの情報を積極的に活用するよう周知し、児童生徒の安全確保に努めているところである。

(要望)

今後、ますます異常気象が進む中で、児童生徒の安全に備えてしっかりと対応して欲しい。

窓ガラスの飛散防止について

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、活動する場であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性は極めて重要であると認識しているところであ

る。

このため、本市では、災害時の避難所に指定されている体育館を優先して、窓ガラスやスピーカー、照明器具などの非構造部材の耐震化に取り組んできたところであり、昨年度までにすべての小中学校において完了したところである。

ご質問の、教室の窓ガラスの飛散防止については、文部科学省の「インフラ長寿命化計画」において策定を要請されている個別施設計画の中で、校舎の非構造部材の耐震化メニューのひとつとして、具体的に検討してまいりたいと考えている。

なお、高所に設置されたガラスの飛散による被害を軽減する方法として、文部科学省の「非構造部材の耐震化ガイドブック」では、議員ご提案の飛散防止フィルムの貼り付けとともに、窓ガラスが落下する位置を通らないように植栽を設けることなども有効とされており、各学校の実情を踏まえ、安心・安全な教育環境の整備に努めてまいりたい。

(日本共産党議員団

北林 重男 議員)

学校給食費の補助制度について

国の責任で給食費の無償化を図ることについて

食事が学校給食のみという状況にある児童の把握について

学校給食費補助の実態について

【教育部長答弁】

本市では就学援助制度などにより、学校給食費の保護者負担軽減措置を図っていることから、議員お尋ねの国の責任で給食費の無償化を図ることについての要望は行っていないところである。

市内各小学校については、学級担任が朝の授業前に日々の出席確認とともに児童の健康観察を行い、朝食の喫食状況について聞いており、朝食をとらない状況が続く時には、担任が個別に児童の食事の状況などを確認している。

また、小学校6年生を対象にした「全国学力学習状況調査」の質問項目として「朝食を毎日食べているか」があり、平成27年度の結果では、0.8%の児童が「食べていない」と答えている状況である。

なお、食事は学校給食のみという状況にある児童が本市に何名いるのかについては、網羅的な調査が困難であり、教育委員会では把握していないが、食事の状況などを含めて緊急に支援が必要な児童の個別状況については、本市の要保護児童対策地域ネットワーク協議会と連携を図る中で情報共有を行っている。

本市では「向日市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱」に基づき、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者のうち、生活保護法第6条第2項に基づく要保護者については生活保護制度により、給食費の全額を支給している。

また、生活保護法の支援要件に準ずる程度に困窮している準要保護者についても、就学援助制度により、要保護者と同様に給食費の全額を支給し

ている。

平成27年度においては合計401人の児童に対し月額4,000円の補助を行ってきた。

さらに、「向日市特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき、特別支援学級に通う児童の保護者の内、要保護・準要保護就学援助制度の認定を受けておられる保護者を除く方を対象に、所得に応じて給食費の半額を支給しており、平成27年度においては、合計44人の児童に対し月額2,000円の補助を行ってきた。

学校給食費補助制度の導入について

学校給食費については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、運営に係る人件費と施設設備修繕費が設置者、それ以外の経費を保護者の負担とするとの原則が定められており、一般的には多くの自治体において人件費、施設費、修繕費、光熱水費については設置者が、食材料費については保護者がそれぞれ負担されている。

本市においても、食材料費のみを、良質な内容の学校給食を提供するためにご理解いただける適正な負担と考え、保護者の方々にご負担いただいているところである。

給食費の無償化や市独自の補助制度の導入については、学校給食費が主として食材料費のみということも鑑みると、法で規定された以上のものを公費により市民全体の負担とすることは公平性の原則から適当でないと考える。

また市の財政が厳しさを増す中、今後、中学校給食の実施に向けて多額の建設費用や事業運営のための年間ランニングコストが必要になってくることから、現段階では無償化の実施や、新たな補助制度の導入につきましては、困難であると考えている。

なお、中学校給食実施の際には、小学校と同様に生活保護制度や本市の就学援助制度に基づき補助を行い、全ての子どもが学校給食を喫食できるよう図ってまいりたく考える。

就学援助制度について

生活保護基準の引き下げによる就学援助への影響について

【教育部長答弁】

平成25年8月に行われた生活保護基準の見直しによる就学援助制度への影響については、平成25年9月4日付けで文部科学省から、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度にできる限りその影響が及ばないように通知が出されたところである。

本市においては、この通知に基づき、生活保護基準の見直しによる影響が出ないよう、就学援助の認定については、今年度も引き続き、平成25年度当初の基準に基づき行っているところであり、生活保護基準の見直しによる就学援助制度への影響はない。

入学準備金について

本市においては、小中学校新1年生に対し、新入学学用品費を支給して

いる。

支給の対象範囲については、「向日市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱」において「就学援助を受けることができる者は、向日市立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒、並びに向日市に住所を有し、京都府立中学校等に在学する生徒の保護者」と定めており、次年度に入学を予定されている児童・生徒については、2月、3月時点では在学されていないことから支給対象となっていない。

従い、新1年生の申請については入学後に支給申請を受け付けているところであり、京都府内のすべての市と同様に、入学後に支給しているところである。

制度の周知について

「周知の方法」については、教育委員会では、毎年、新たに小中学校に入学する児童・生徒の保護者に対して、1月から2月に行われる入学説明会の場で「就学援助制度のお知らせ」を全員に配付するとともに、在学生の保護者には3学期の初めに学校を通じて同様ののお知らせを配付しており、毎年10月には広報むこうに制度案内の記事を掲載している。

さらに、本年度から新たに、より一層制度の周知徹底を図るため、9月の学校だよりに制度案内のお知らせを掲載したところである。

引き続き、本制度の対象となる児童・生徒のご家庭に必要な情報が行き届くよう周知を図り、経済的な理由により児童生徒の教育の機会が失われることがないように努めてまいる。

申請方法や給付内容、認定基準について

入学説明会や3学期に配布する「就学援助制度のお知らせ」に具体的に記載しているほか、ホームページには、「向日市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱」を掲載しているところである。

年度途中の申請について

給食費については申請日から、また、その他のものについては申請月から給付を行っているところであり、府内の多くの市についても同様の取扱いと聞いている。

就学援助の援助（認定）率について

平成27年度の実績としては、児童生徒4,574人のうち、646人が就学援助制度の認定を受けており、援助（認定）率は14.1%となっている。

また、「援助（認定）率を引き上げる努力」についてであるが、本市では、「生活保護を受給している世帯」、「生活保護を停止または廃止された世帯」、「市民税の非課税世帯」、「経済的な理由により就学が困難な世帯」など13の認定要件を設けており、申請のあった世帯のうち、いずれかに該当する世帯について、就学援助の支給対象として認定しているところである。

周知方法を拡大し、様々な機会を利用して、援助を必要とされておられる方々に対して情報を届けていく。

生活保護基準の積算について

生活保護基準の扶助の内、生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費の3つを積算基準として、それぞれの基準額の1年間分の合計金額に1.3をかけた金額と世帯の合計所得額とを比較し、下回る世帯を「経済的な理由により就学が困難な世帯」として認定しているところである。

準要保護児童生徒にかかる国庫補助が平成17年度から廃止され、市町村事業と位置づけられたが、本市では、今日まで、従来どおりの認定基準により支給を行ってきたところである。

なお、京都府内における積算基準は各自治体によって様々であることから、他市との比較は困難である。

今後においても、財政が非常に厳しい中ではあるが、教育の機会均等の精神に基づき、本制度を堅持し、経済的援助の必要な保護者への支援に努めていく。

(再質問)

全国的に給食費の無償化や補助制度を実施している自治体が増えている状況下で、国に要望するのは当然のこと。中学校給食実施までに国に対して積極的に要望するよう行うべきではないか。

【教育長答弁】

無償化、補助等については、少子化や人口減少の歯止めの施策として実施しているところが多く、京都府市町村教育委員会連合会でもまだ議論もされていないことから、国に対する要望については考えていない。

子どもの貧困が全国的に問題になっている中で、一日の食事が学校給食のみという子どもの状況把握を積極的に行って欲しいがどうか。

子どもの食事の状況把握であるが、食事に限らず学校現場が日々しっかりと子どもの状況を把握し、関係機関と連携を図って対応することが大事であることから、網羅的な調査は考えていない。

向日市議会平成28年第3回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

平成28年9月27日
教 育 総 務 課

平成28年9月14日に開催されました、向日市議会平成28年第3回総務文教常任委員会質疑要旨について、以下のとおり報告します。

- 1 日 時 平成28年9月14日（水） 午前10時00分～ 午後2時00分
- 2 場 所 向日市役所大会議室
- 3 委 員 常盤委員長、飛鳥井副委員長、北林委員、永井委員、清水委員、長尾委員、太田委員

議案第35号 平成27年度向日市一般会計歳入歳出決算の認定について（文教関係分）	
委員	現在の勤務状況は異常であると思う。教員が午後7時に自宅に戻り家族で夕飯を食べられるように業務改善を行うべきである。
事務局	業務改善については、来年度行われる校務支援システムの更新に係る準備を進めているところであり、教員の負担軽減を図ってまいりたい。また、今後においても、教育委員会から校長会で超勤を縮減するよう指示していく。
委員	超勤時間を実際に減らしていかなければならない。部活動を負担に思う教員がいるとも聞いている。教育委員会がイニシアチブをとって、校長が指導力を十分に発揮できる環境づくりを行ってほしい。
事務局	努めてまいりたい。
委員	業務量が多く早く帰ることが困難なこともある。そういう場合は早く帰ったところで、自宅に仕事をもち帰る。根本的な問題が何かを把握し、問題に対し対策を行うことが必要である。声かけだけで改善する問題ではないのではないか。
教育長	教員の長時間勤務の問題は全国的な課題である。国の施策において、来年度の概算要求の中で外部の専門人材、例えば部活動の指導員の配置を行うなどの改善を進めようとしている。本市においても様々な機会を通じ国に要望してまいりたいと考えている。 業務改善や健康管理については、教育委員会や学校でできることを日々取り組んで

	いるが、問題を直ちに解決することは難しい。
委員	学校職員全員が早く帰る意識を持つ必要がある。早く帰れない職場の雰囲気があるのではないか。
教育長	学校の役割が以前にも増して大きくなっている。例えば、家庭に向向いての保護者や生徒の対応など、教員は真摯に向き合っている。仕事がなくても職場の雰囲気で帰れないということではない。
委員	決算の歳入に「土曜日を活用した教育の在り方実践研究府委託金」とあるが、歳出でいうとどこに該当するのか。また、取り組みの内容について教えてほしい。
事務局	小学校、中学校ともに歳出の教育助成費の消耗品費などに溶け込んでいる。
事務局	土曜日活用の取り組み内容としては、第2向陽小学校、西ノ岡中学校においてPTAや地域の方々と連携し行事を行っている。今後においても、第2向陽小学校、西ノ岡中学校の取り組みを研究してまいりたい。
委員	学校支援地域本部事業についても、各学校で行われている事業か。学力向上にどの程度役立っているのか。
事務局	学校支援地域本部事業については、各学校の求めに応じてPTAや地域の方々の協力を得ながら、昔遊びや、学校の環境整備事業、学習支援を行っている。学力の向上に寄与しているかは不明であるが、地域の方との交流や農業体験、昔遊びを通じて様々な体験ができる良い機会であると考えている。
事務局	環境整備事業の中で校舎内のペンキ塗りを行っており、子ども達は学校が明るくなったと喜んでいる。また、地域に出て掃除を行い地域の方から好評を得ている。学習支援では、教員にはできない話を年の近い大学生とでき、子ども達は喜んでるとの意見をいただいている。
委員	決算書中の教育研究費について、消耗品費が増えているが、中身は何か？
事務局	教科書の採択替えに伴う増額である。
委員	通学区域弾力化制度について、なぜ優先枠を設けているのか。
事務局	すでに兄弟が弾力化制度を利用し区域外の学校に通っている場合、下の子が希望どおり兄弟と同じ学校に通うことができるように優先枠を設けている。下の子を入学さ

	<p>せるかは学校が判断するが、兄弟と同じ学校に通うことは教育上望ましいものとする。</p>
委員	<p>希望校制度は学校間の格差を生じさせるのではないか。</p>
事務局	<p>向日市内の狭い地域でもあり、学力的な格差が生じている状況ではない。校区以外の児童生徒を受け入れることにより、学校が活性化したとの意見も聞いており、弾力化制度は意味があったと考える。今後においては、人口の増加状況も踏まえて検討をしていく。</p>
委員	<p>不登校者数について、中学生が小学生の3倍になっているがその要因について分析しているか。</p>
事務局	<p>小学生、中学生ともに個々に状況が異なり、家庭環境が複雑なケースもあるので、これが原因であると断定することはできない。小学生低学年では母子分離の不安、友人関係の不安、学校生活の見通しに対する不安などから不登校になる児童がいる。小学校中学年から中学生では友人関係の不安や理想の自分と現実とのギャップから不登校になる児童生徒がいる。</p>
委員	<p>教育相談について、友人関係や発達障害についての相談件数が多いが、どのように対応しているのか。</p>
事務局	<p>本市の教育相談活動は4つあり、相談者が来庁して行う来所相談や教育相談員が学校に訪問して行う学校巡回相談の他、家庭への訪問相談や、電話相談がある。</p>
委員	<p>就学援助の制度の利用者が増えている。給食費や修学旅行費の無償化について制度の創設を検討してほしい。</p>
事務局	<p>給食費の無償化は財政面の多額の負担となる。今後中学校給食を導入するにあたり、ハード・ソフトともに多額の費用負担が必要となることから、非常に困難である。</p> <p>修学旅行費については、経済的に就学が困難な家庭に対しその費用を就学援助制度により支援を行っている。今後についても、就学援助制度により必要な方には援助を行ってまいりたい。</p>
委員	<p>留守家庭児童会の嘱託指導員を正規指導員に登用する予定はあるのか。また、臨時指導員について、賃金が低く官製ワーキングプアのような状況ではないのか。</p>
事務局	<p>正規の指導員の採用は現在行っていない。昨年度は嘱託指導員を採用したところである。臨時職員の賃金については最低賃金を上回る金額で雇用している。</p>

委員	公的な仕事であり、最低賃金を上回るのは当然である。実際いくらで雇用しているのか。
事務局	市役所のアルバイト職員に準じており、時給940円である。
委員	決算書中、中学校給食に関するアンケート業務委託料とあるが、中学校給食検討委員会の視察費用についても含まれているのか。また、長岡京市では親子方式、自校方式で実施すると発表されたが、向日市の兄弟方式との差はあるのか。
事務局	中学校給食検討委員会の視察費用については発生していない。検討委員会に係る費用については委託料と委員謝金である。長岡京市の親子方式、自校方式との違いというと、給食の温かさが考えられるが、向日市では西ノ岡中学校から各受け入れ校に10分、15分かけて配送するが、保温食缶等を使うことにより十分な温かさを保った給食を提供することができることを、視察を通じて確認している。
委員	事務報告から、図書館の利用者、貸出数が増えているがどのような苦勞をされて昨年度の実績となったのか。
事務局	ヤングアダルトを対象とした蔵書を増やしたこと、書架の配置替えを行ったことが寄与した。
委員	資料館について、今年度の事業について聞きたい。
事務局	今年度は、都市再生のソフト事業として、長岡京の大極殿に関する特別展示を、常設展示を拡充する形で開催する。また、寺戸村の庄屋文書の調査も実施中である。戦前に執筆されただけで埋もれている旧乙訓郡全体に関わる乙訓郡史を今日に活かす活用整理事業についても、今年度行う予定である。
委員	天文館については、閉館の意見もあるが子どもに夢を与える重要な施設であると考えており、発展させていく必要がある。入館者数を増やす努力について聞きたい。
事務局	平成24年度にリニューアルオープンし、有識者会議でいただいた意見をもとに運営を行ってきた。昨年度においても新番組を入れるなど入館者を増やす努力を行っている。今後も工夫し入館者数を増やしたい。
委員	小学校のトイレの改修状況は。また、今後の計画は。
市長	学校によって差が出ないように、全学校で改修をした。今後も改修を進めていく。

委員	いじめの状況と学校の対応について問う。
事務局	いじめの状況であるが、全児童生徒を対象に年に2回アンケートを実施しており、認知件数は昨年度小学校で994件、中学校で123件である。見つかった事象については、担任と学校で丁寧に対応している。
委員	府の委託事業について、成果はどこで確認できるのか。
事務局	各学校の学校だより等で公開している。また、研究発表の公開授業を行っている。数値としては現在取りまとめているところである。数値では見えない成果としては、教員の授業の質が向上していると認識している。
事務局	具体的には、6向小で家庭学習のあり方を研究し、宿題の出し方や取り組み方家庭との連携等について取り組んだところ、子ども達へのアンケートから「決まった時間に家庭学習に取り組めるようになった」「自主学習に意欲的に取り組めるようになった」などの結果が出ている。
委員	修学旅行の行き先はどこで、費用はどのくらいか。
事務局	小学校は淡路島方面、岐阜方面、和歌山方面に分かれており、1泊2日で17,000円程度である。中学校は信州方面、沖縄方面に分かれており、2泊3日で60,000円程度である。
委員	70,000円の修学旅行は高額ではないか。市販の旅行ツアーではもっと安い。誰がどのように選定しているのか。
事務局	学校が3,4社から提案を受け、金額と内容を総合的に判断している。
委員	不登校児童の支援について、親の悩みなどについても教育委員会は把握しているのか。
事務局	様々な事例を教育委員会として把握している。自分でもなぜ学校に行くことができないのかわからないといった事例もある。相談員はかかりつけの医師と相談を行うこともある。どの機関が主として支援を行うかは事例によって様々であるが、すべての機関が情報を共有する場を設けている。
採決 — 挙手多数 可決 —	

京都府いじめ調査（第1回）の結果について

平成28年9月27日
学 校 教 育 課

京都府いじめ調査（第1回）の結果について、以下とおりでしたので報告します。

広報資料

平成28年9月8日

平成28年度京都府いじめ調査（第1回）の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果（第1回）をとりまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1 平成28年度京都府いじめ調査の概要

※ 別紙1のとおり

2 第1回調査の結果（小中学校・府立学校）

※ 別紙2のとおり

別紙 1

平成28年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成29年3月末までに調査を実施すること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5 結果の集計

- (1) 調査結果は次の3段階で集計する。

1段階	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
2段階	1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があると判断したもの。 ※ 学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある(あった)ものとする。 (例)〔 ・ 1段階の中で未解消の状態のもの(解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。) ・ 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの〕
3段階	・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。 ※なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。 その場合、1段階及び2段階にもカウントすること。

- (2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

平成28年度京都府いじめ調査(第1回)の結果について(小中学校)

1 アンケート調査の状況

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	177	19	77	13
無記名式	10	2	6	1

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査者数	家庭訪問等による調査者数(内数)	未調査者数	
				未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)
小学校	62,313	62,108	297	205	125
中学校	31,009	30,799	164	210	109

2 認知・解消件数

	小学校						中学校					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
府立							12	10	3	1	0	0
向日市	770	757	13	0	0	0	72	58	14	0	0	0
長岡京市	1,109	1,061	112	64	0	0	96	64	39	7	0	0
大山崎町	228	228	11	11	0	0	11	10	1	0	0	0
宇治市	1,986	1,967	22	3	0	0	227	207	21	1	0	0
城陽市	892	869	23	0	0	0	97	91	6	0	0	0
八幡市	845	836	16	7	0	0	63	62	8	7	0	0
京田辺市	893	892	18	17	0	0	94	94	13	13	0	0
木津川市	1,872	1,872	0	0	0	0	191	186	17	12	0	0
久御山町	184	183	1	0	0	0	9	9	0	0	0	0
井手町	42	42	0	0	0	0	6	6	4	4	0	0
宇治田原町	37	37	0	0	0	0	15	10	5	0	0	0
精華町	362	360	4	2	0	0	44	43	2	1	1	0
相楽東部連合	9	9	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0
亀岡市	949	944	12	7	0	0	87	82	11	6	0	0
南丹市	262	259	3	0	0	0	27	27	1	1	0	0
京丹波町	139	137	2	0	0	0	10	8	2	0	0	0
綾部市	298	291	7	0	0	0	32	32	0	0	0	0
福知山市	780	780	3	3	0	0	87	87	7	7	0	0
舞鶴市	1,086	1,084	16	14	0	0	160	157	18	15	0	0
宮津市	222	222	0	0	0	0	26	26	0	0	0	0
京丹後市	548	547	1	0	0	0	51	51	0	0	0	0
伊根町	15	15	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
与謝野町	75	73	4	2	0	0	26	21	12	7	0	0
中学校組合							15	9	6	0	0	0
合計	13,603	13,465	268	130	0	0	1,466	1,358	190	82	1	0
平成27年度1回目	11,946	11,673	345	72	1	0	1,669	1,519	207	57	1	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
		小学校	1段階	8,129	3,516	3,998	2,541	708	1,304	1,920	287
	2段階	147	61	63	43	9	26	28	7	26	410
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1段階	1,000	201	306	117	23	65	75	79	138	2,004
	2段階	133	26	41	20	1	7	14	9	10	261
	3段階	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	15	67
保護者や生徒が調査に応じない。	18	42
フリースクール等の学校以外の施設に通所	160	96
病気・入院・死亡等により調査ができない。	4	5
その他	8	0
合計	205	210

平成28年度いじめ調査(第1回)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47(8)	0(0)	8(3)	2(0)
無記名式	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)

※ ()は分校の数で外数

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	前回から連続して未調査の数(内数)
特別支援	1,540	1,527	6	13	3

2 認知・解消件数

	1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消
高校(全日制)	322	244	91	13	0	0
高校(定時制)	42	37	6	1	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0
高校合計	364	281	97	14	0	0
特別支援学校	97	77	24	4	0	0
合計	461	358	121	18	0	0

平成27年度 第1回調査	高 校	421	305	135	19	0	0
	特別支援学校	92	75	21	4	0	0
	合 計	513	380	156	23	0	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
		高校(全日制)	1段階	207	40	44	17	11	33	24	32
	2段階	60	11	13	10	2	8	6	7	2	119
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(定時制)	1段階	29	1	4	3	1	3	4	2	3	50
	2段階	5	0	0	0	0	0	0	1	1	7
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(通信制)	1段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1段階	62	10	18	7	1	4	10	7	9	128
	2段階	14	5	3	3	0	0	1	2	4	32
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	30	10	—	0
保護者や生徒が調査に応じない。	6	7	—	0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	10	3	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	4	1	—	0
施設に入所中である。	0	1	—	1
留学中である。	4	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	21	3	—	4
病気・入院・死亡等により調査ができない。	1	0	—	8
合 計	76	25	※	13

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

平成27年度京都府いじめ調査の概要について

1 調査結果の概要

(1) 調査の状況

ア アンケート調査の状況(学校数)

学校種	平成27年度 第1回調査				平成27年度 第2回調査			
	府様式		独自様式		府様式		独自様式	
	記名	無記名	記名	無記名	記名	無記名	記名	無記名
小学校	177	15	22	2	181	11	22	2
中学校	79	8	10	0	84	6	7	0
高等学校	47	0	0	0	47	0	0	0
特別支援学校	10	0	1	0	10	0	1	0
計	313	23	33	2	322	17	30	2

※単位「校」

イ 対象児童生徒数

学校種	平成27年度 第1回調査				平成27年度 第2回調査				
	在籍数	調査数	家訪等による調査者数 (内数)	未調査数	在籍数	調査数	家訪等による調査者数 (内数)	未調査数	連続未調査 (内数)
小学校	63,065	62,851	36	214	62,687	62,478	132	209	174
中学校	31,580	31,319	195	261	31,564	31,332	184	232	163
高等学校	34,617	34,519	53	98	34,347	34,197	79	150	34
特別支援学校	1,546	1,530	10	16	1,545	1,533	26	12	11
計	130,808	130,219	294	589	130,143	129,540	421	603	382

※単位「人」

(2) 認知・解消件数

学校種	平成27年度 第1回調査						平成27年度 第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	11,946	11,673	345	72	1	0	12,456	12,229	348	121	1	0
中学校	1,669	1,519	207	57	1	0	1,257	1,148	180	71	0	0
高等学校	421	305	135	19	0	0	413	318	111	16	0	0
特別支援学校	92	75	21	4	0	0	72	47	32	7	0	0
計	14,128	13,572	708	152	2	0	14,198	13,742	671	215	1	0

※単位「人」

2 調査対象期間

学校種	平成27年度 第1回調査	平成27年度 第2回調査
	小中学校	平成27年4月～1学期内で任意
高等学校	平成27年4月～1学期内で任意	第1回いじめ調査後～平成28年1月
特別支援学校	平成27年4月～1学期内で任意	第1回いじめ調査後～平成28年1月

3 調査結果の集計区分

- 【第1段階】 アンケートと聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したもの
※「ふざけて回答したケース」「明らかに一過性のけんか」「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
- 【第2段階】 1段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの
- 【第3段階】 2段階で把握したものうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大事態に至るおそれがあると考えられるもの